

第4編 その他計画

第1章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

水防計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、必要に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、紀の川市防災会議に諮り、変更を行う。水防計画を変更した際は、その要旨を公表するとともに、県に報告する。

第3 関係機関との連携

市は、紀の川洪水予報連絡会、大規模氾濫減災協議会、紀の川流域治水協議会、紀の川流域における浸水対策検討会に参加し、和歌山河川国道事務所、和歌山地方气象台、和歌山県河川課などとの日常の連携に努める。

第2節 水防組織

第1 水防本部

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水等のおそれがあると認められるときから、洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市役所に水防本部を設置する。

水防本部組織及び事務分掌は、紀の川市災害対策本部に準ずるものとし、災害対策本部を設置されたときは、同本部の一部として統合され、その事務を処理する。

第2 水防団（消防団）

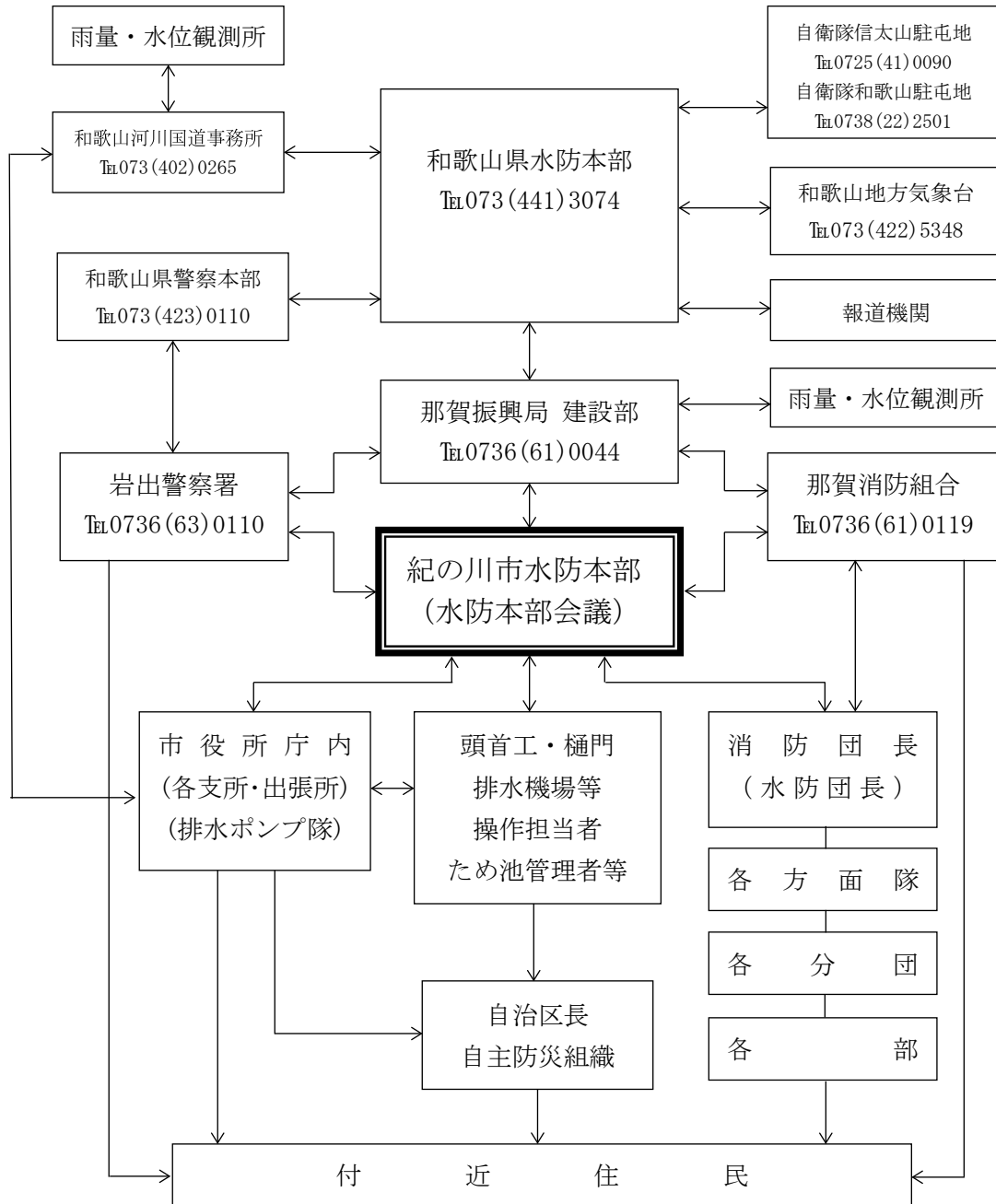
紀の川市消防団は、紀の川市水防本部の指示に基づき、水防活動を実施する。

なお、各方面隊・分団の管轄地域は、紀の川市消防団規則第2条及び資料7-3のとおりである。

第3 水防連絡体系

水防連絡体系は次のとおりとする。

水防連絡体系



第3節 重要水防箇所等、洪水浸水想定区域

第1 重要水防箇所等

1 重要水防箇所（国土交通省管理河川）

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、資料6-1のとおりである。

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページにも、次のとおり掲載されている。

〔URL〕 https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/pdf/juyou-suibou_r7.pdf

2 重要水防箇所（県管理河川）

県管理河川における重要水防箇所は、資料6-1のとおりである。

3 水防上影響のある橋梁

市内で水防上影響のある橋梁は、資料6-2のとおりである。

4 防災重点農業用ため池

市内で特に水防上警戒防御に重要性を要するため池及び特に警戒を要するため池は、資料6-3のとおりである。

5 水防上警戒を要する災害危険箇所

市内で特に水防上警戒防御に重要性を要する災害危険箇所及び特に警戒を要する災害危険箇所は、資料2-1～2-2のとおりである。

第2 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページ及び和歌山県ホームページに掲載されている。

和歌山河川国道事務所ホームページ

〔URL〕 <https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/river/shinsuisoutei/>

和歌山県ホームページ

〔URL〕 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

第4節 予報及び警報

第1 気象警報・注意報

気象台が発表する警報・注意報の内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難指示等の伝達」のとおりである。

第2 洪水予報河川における洪水予報、水位周知河川における水位情報

紀の川は、洪水予報河川における洪水予報が、貴志川は、水位周知河川における水位情報が発表される。その内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難指示等の伝達」のとおりである。発表形式は、様式11-1に掲載している。

第3 水防警報

国土交通大臣又は知事が、水防団の出動の基準となる水防警報が発表され、市にも通知される。発表形式は、様式11-2に掲載している。

水防警報の発表の段階、時期

段階	種類	内容	紀の川		貴志川
			五條 観測所	三谷 観測所	貴志 観測所
第1	待機	水防団員の足留め。	氾濫注意水位に達する約4時間前		
第2	準備	水防資材の点検、水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動。	氾濫注意水位に達する約3時間前		
第3	出動	水防団員の出動の必要性を警告。	氾濫注意水位に達する約2時間前		
第4	解除	水防活動終了の通知。	水位が水防団待機水位以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。		

※観測施設の故障、損壊によって水防警報を発表できないときは理由を附して関係機関に通知する。

※第1段階、第2段階は省略されることがある。

第5節 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位観測所水位の観測、通報及び公表

市内には、国土交通省管理の水位観測所が4箇所、県管理の水位観測所が3箇所ある。

(資料3-2参照)

内容は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第1章 発災直後 第2節 気象警報、地震情報、避難指示等の伝達」にも掲載している。

これらは、管理者である国土交通省や、和歌山県が水位を観測し、水防団待機水位など、基準に達した際、随時、紀の川市など、関係水防管理団体に通報される。

また、次のホームページで公表される。

国土交通省ホームページ「川の防災情報」 [URL] <https://www.river.go.jp/index>

和歌山県河川課ホームページ [URL] <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp>

第2 ため池管理者の水位報告

ため池管理者は、ため池の水位が常時満水位を大きく超過したとき、直ちに水防本部に報告し、その後水位変動に注意し、貯留水の緊急放流等の措置を講じ、水位が常時満水位に近づき、ため池の安全が確認できるまで随時報告する。

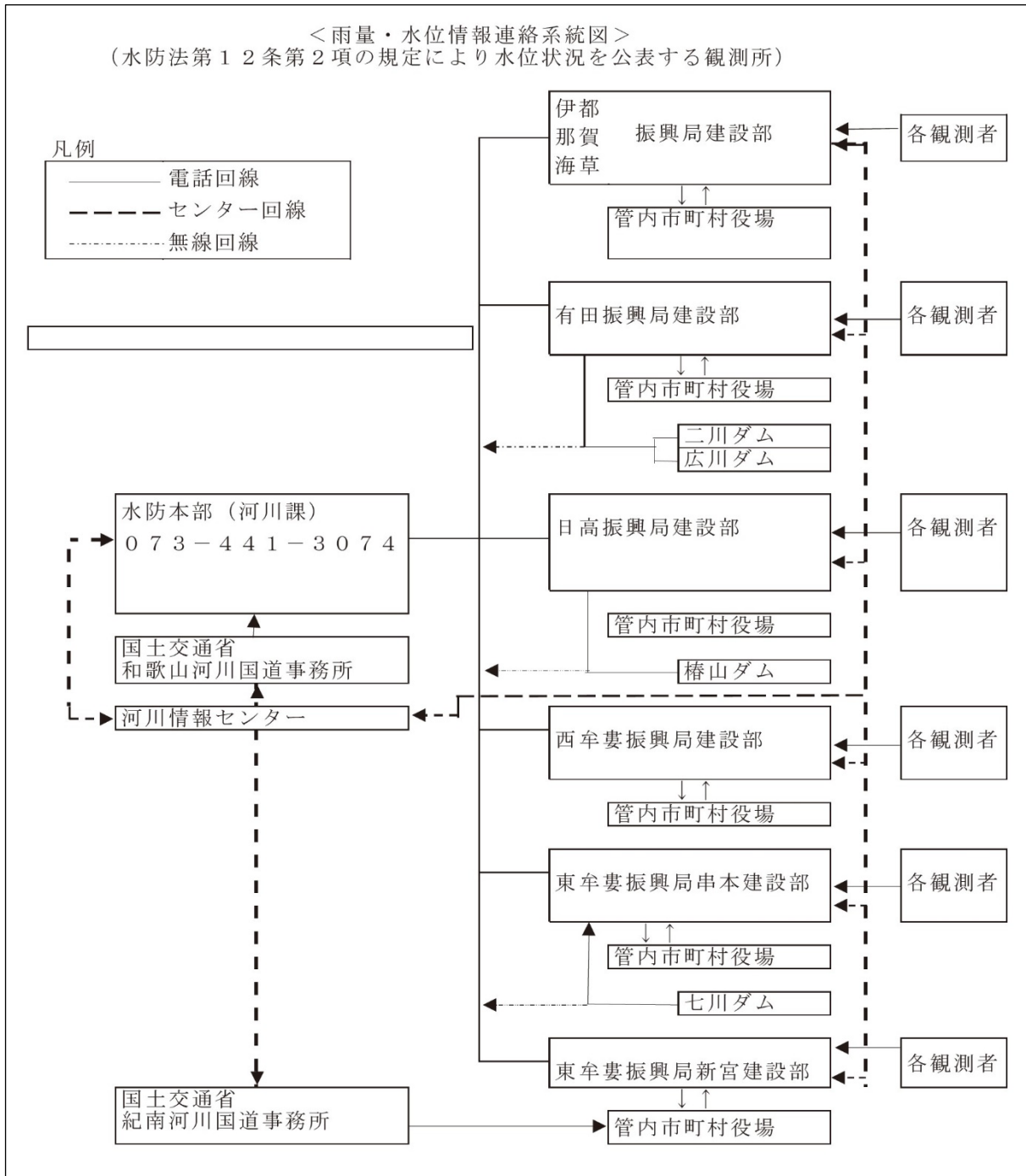
第3 雨量の観測及び通報

市内には、気象台管理の雨量観測所が1箇所、国土交通省管理の雨量観測所が3箇所、県管理の雨量観測所が8箇所、山田ダム土地改良区管理の雨量観測所が1箇所ある。

(資料3-1参照)

このうち9箇所は、観測所テレメーター等により自動的に関係機関に雨量情報が送信されるが、その他の雨量観測所においても、管理者が随時観測し、河川水位情報に合わせて必要になる情報として、必要に応じて、那賀振興局建設部を経由して和歌山県水防本部に伝達し、関係機関での情報共有を図る。

雨量・水位情報連絡系統図



第6節 気象予報等の情報収集

総合防災支援システムや気象庁、和歌山県のホームページなどで、気象や水位の情報収集に努める。

なお、メール配信サービスの登録ページは、次のとおりであり、防災関係者、一般市民が、幅広く、その登録を行うよう努める。

メール配信サービスの登録ページ

和歌山県	防災わかやまメール配信サービス [URL] http://bousai-portal.pref.wakayama.lg.jp/mail/mail.html
紀の川市	紀の川市メール配信サービス [URL] http://kinokawa-city.site.ktaiwork.jp/

第7節 水防通信方法

県水防本部、那賀振興局との連絡は、NTT西日本(株)の通信回線及び和歌山県総合防災情報システムを利用する。

市内における連絡は、NTT西日本(株)の通信回線及び防災行政無線を利用し、水防現場と本部の連絡は消防無線及びNTT西日本(株)の通信回線を利用する。

水防団(消防団)に対する出動の指示又は一般住民に避難等の指示を行う場合は、NTT西日本(株)の通信回線及び防災行政無線、広報車等により周知する。

第8節 ダム・水こう門等の操作

第1 ダム・水こう門等の操作

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。

放流等の減水措置を講じた際は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管官公署、下流地域の水防管理団体等に通報する。

なお、水門・樋門・こう門等の一覧は、資料6-5に、ダム・ポンプ場等の一覧は、資料6-6に掲載している。

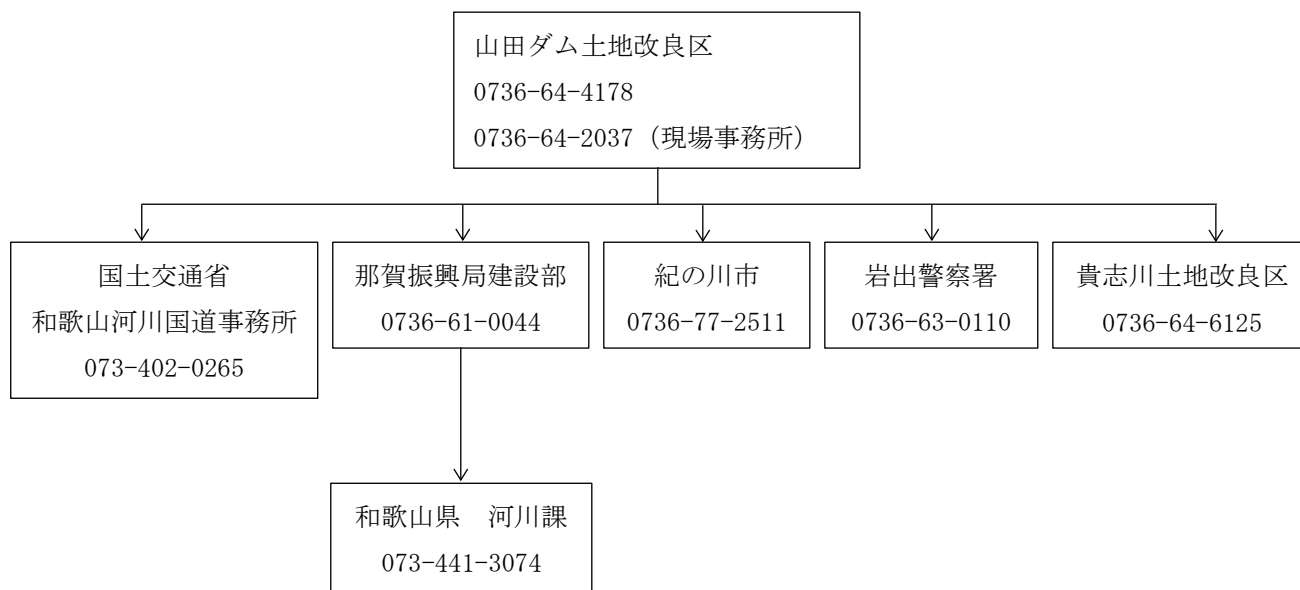
第2 ため池の放流等の措置

ため池管理者は、気象状況の変化が予想されるときは、ため池及び用水路を巡視し、ため池余水吐に堰上げ等を行い、貯水量の増大を図っている場合、また、ため池内に木材等が流入したり用水路に雑草が生えて流水を妨げている等の場合は、速やかにそれらを取り除き、併せて貯留水の放流等の減水措置を講じ、災害を未然に防ぐ。

また、ため池の堤防、余水吐等が決壊するおそれがあるときは、速やかに水防本部に報告するとともに、貯留水の放流等の水防活動をする。

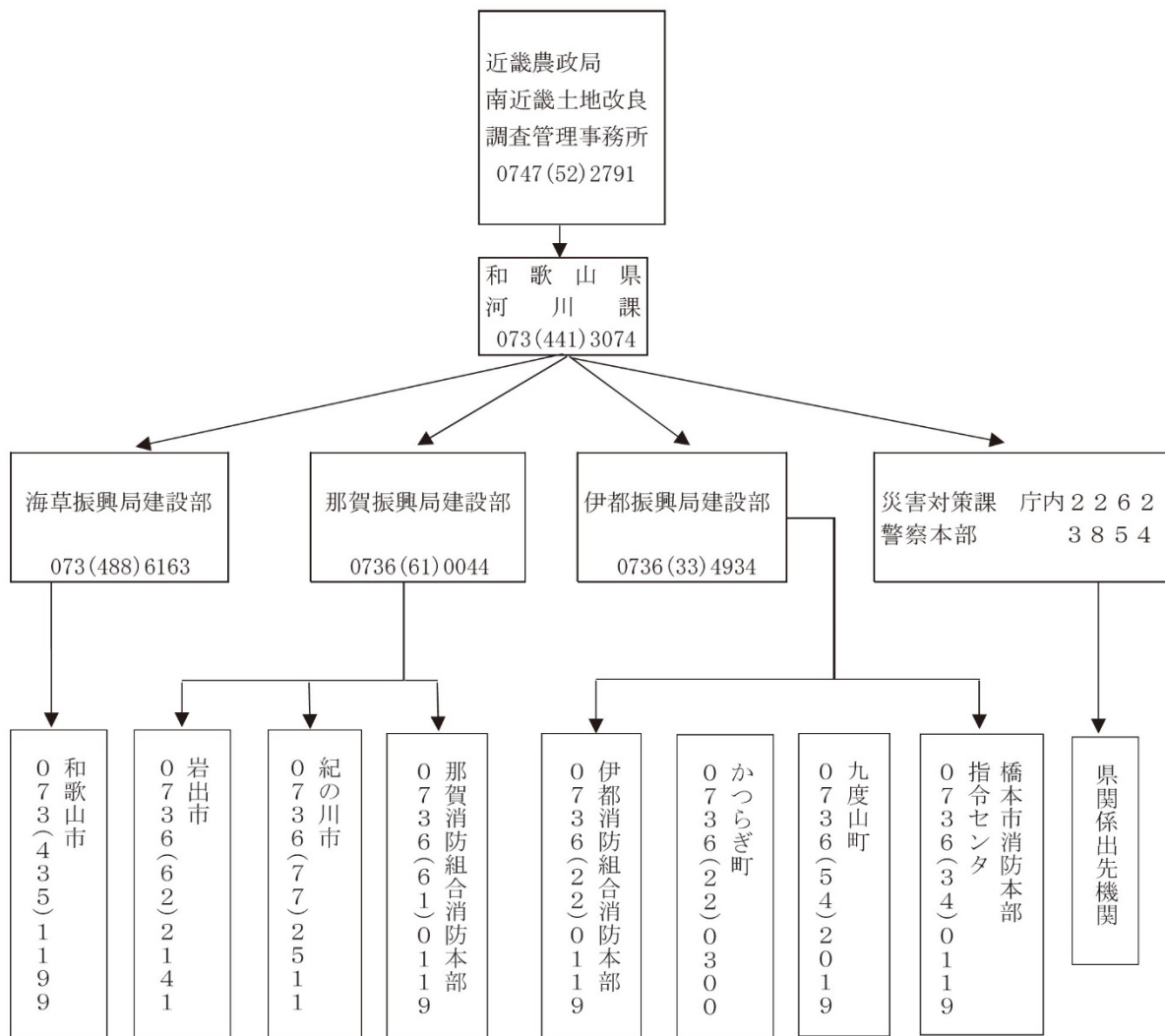
<参考>

山田ダム連絡系統図 ※警報局はない



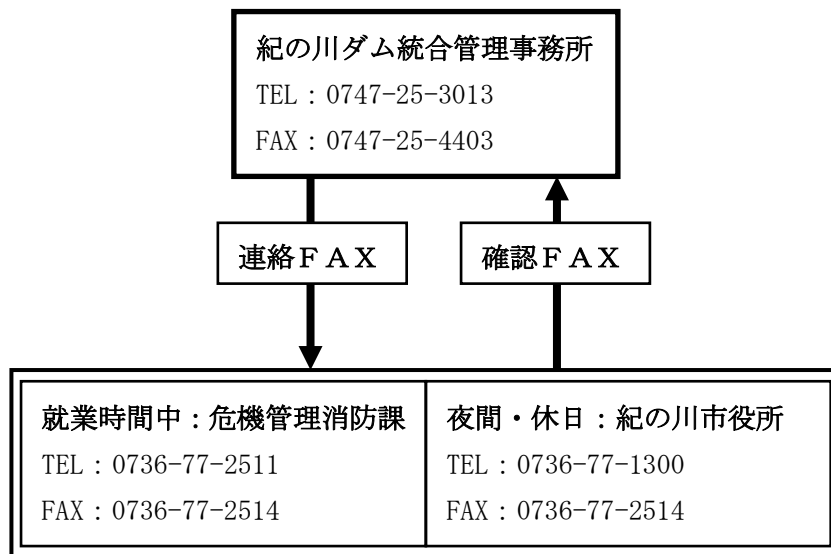
<参考>

大迫ダム(紀の川)・津風呂ダム(津風呂川)連絡系統図 ※和歌山県内に警報所はない



<参考>

大滝ダム連絡系統図



第9節 水防施設・車両の確保

第1 水防倉庫、水防資器材の確保

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料6-4のとおりである。

備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

緊急事態に、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する際は、国土交通省和歌山河川国道事務所長、県水防本部、那賀振興局建設部長に電話にて承認を受ける。

第2 車両の確保

水防資器材の輸送車については、出動水防分団ごとに部あたり1~2台の貨物自動車が出動できるようあらかじめ分団長より指定しておく。

市水防本部要員の連絡輸送車両についても、あらかじめ準備しておく。

また、市、県が水防用車両（排水ポンプ車）を所有しており、適切な維持管理に努める。

排水ポンプ車の所有状況

市排水ポンプ車

1 配備箇所	紀の川市役所（紀の川市西大井338）	2台
2 排水能力	排水ポンプ車	20m ³ /分
	排水ポンプパッケージ車	10m ³ /分

県排水ポンプ車

1 配備箇所	海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227）	1台
	那賀振興局建設部（岩出市高塚209）	1台
	伊都振興局建設部（橋本市市脇4丁目5の8）	1台
	西牟婁振興局建設部（田辺市朝日ヶ丘23-1）	1台
2 排水能力	全車	30m ³ /分

その他（排水ポンプ）

1 配備箇所	紀の川市役所（紀の川市西大井338）	2台
2 排水能力	ポンプ	1.7m ³ /分

第10節 水防活動

第1 市の配備基準

水防本部の配備基準は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【風水害時】」のとおりとする。

第2 水防団（消防団）の配備基準

市は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、次の基準により、水防団に出動を指示する。

水防団（消防団）の配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待機	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	消防団長・水防団長は連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。
準備	1 河川の水位が水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 2 地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。	消防団長・水防団長は、団員、班長等を、所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、又水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。
出動	1 河川の水位が氾濫注意水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 2 地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。

第3 巡視及び警戒

1 平常時

市、那賀消防組合、消防団は、随時区域内の河川、堤防、ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

出水期前や洪水経過後などにおいては、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視、立会等を可能な限り関係機関が共同で実施する。

2 出水（洪水）時

市、那賀消防組合、消防団は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、那賀振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡する。

河川等の警戒項目

- 1 河川等の堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 河川等の堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側（ため池側）等堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法例の説明は、次のとおりである。

水防工法の例

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	しろ、半割竹、土俵	
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗掘)	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	

決壊	わく入れ工	深掘れ箇所川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） （裏のり） 居住側堤防斜面	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

また、「紀の川市排水ポンプ車操作員災害時活動マニュアル」に基づき、排水ポンプ車による排水作業を行う。

出動や応援要請は、市排水ポンプ車、那賀振興局配備の県排水ポンプ車、他振興局配備の県排水ポンプ車、国土交通省が所有する排水ポンプ車等の水防車両の順に行う。

第5 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない通路を通行することができる。

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者が生じた際は、時価によりその損失を補償する。

第6 警戒区域の設定と退去等の命令（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第7 避難のための立退き（水防法第29条）

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、岩出警察署長、那賀振興局建設部長にその旨を通知する。

岩出警察署長と協議の上、危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知する。

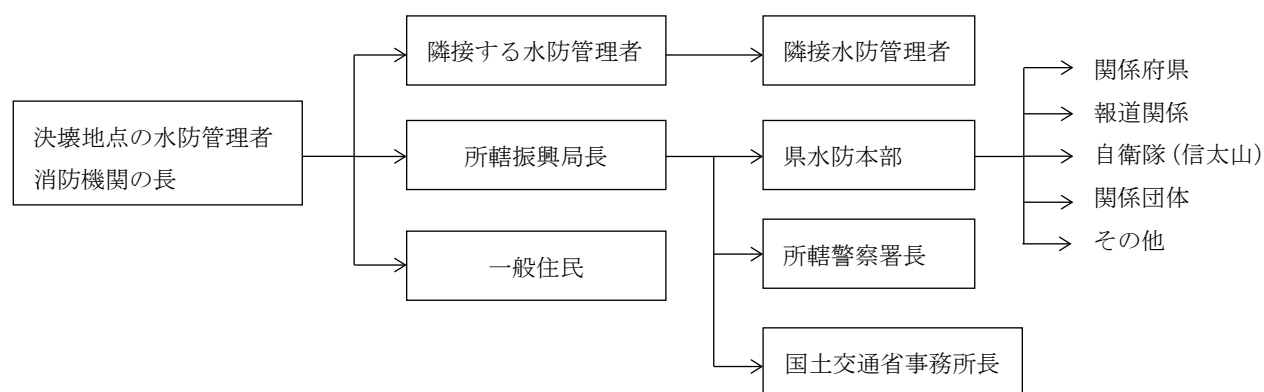
第8 決壊・越水の通報及びその後の措置

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

決壊・漏水等の通報系統



第9 水防配備の解除

1 市の非常配備の解除

市は、水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、那賀振興局建設部を通じ県水防本部に報告する。

2 水防団（消防団）の非常配備の解除

市は、水防活動の必要がなくなった時点で、水防団（消防団）の非常配備の解除を指令する。

水防団（消防団）は非常配備の解除を受けて、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を市に直ちに報告する。使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻す。

第11節 水防信号、水防標識等

第1 水防信号

水防法第20条に規定された水防信号は、次のとおりであり、必要な際に発信する。

水防信号

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる

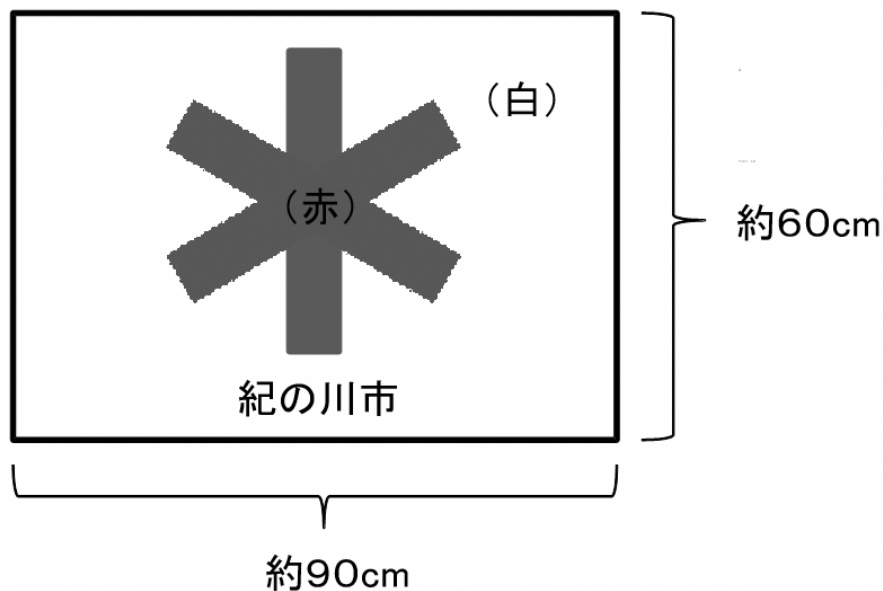
信号	警鐘信号			サイレン信号				
	○休止	○休止	○休止	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒
第1信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒	休止 10秒	○ー 5秒
第2信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○ー 10秒	休止 5秒	○ー 10秒	休止 5秒	○ー 10秒
第3信号	乱打			○ー 1分	休止 5秒	○ー 1分		

※信号は適宜継続する。
 ※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 ※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第2 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

(標識)



第3 水防職員証

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する水防職員証は、次のとおりとする。

表

No

水防職員証

所属機関名

職名 水防

氏名

年 月 日交付

紀の川市

6 cm

8 cm

裏

心得

- 1 記名以外の使用を禁ず。
- 2 本証の内容に変更のあったときは、速やかに訂正を受けること。
- 3 本証の効力を失ったときは直ちに本証を返還すること。
- 4 本証は水防法第49条第2項による立入証である。

6 cm

8 cm

第12節 協力及び応援

第1 河川管理者の協力・援助

河川管理者の国土交通省（近畿地方整備局）並びに和歌山県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

第2 警察官の援助依頼

市は、水防のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、岩出警察署長に対して、警察官の出動を求める。

- 1 要請する理由
- 2 出動希望人員
- 3 機動力の概数
- 4 希望する地区及び日時

第3 消防広域相互応援協定による応援要請

市は、岩出市、那賀消防組合と連携し、災害に際し、自らの能力で十分な体制をとることができないと判断した場合は、和歌山県下消防広域相互応援協定により応援要請を行う。

和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料7-1に掲載している。

第4 自衛隊の派遣要請の依頼

市は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

派遣要請の依頼については、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害・地震 第2章 1日以内に開始 第7節 自衛隊の派遣」に掲載している。

第5 民間事業者・店舗等との連携

市は、出水時の水防活動を含む大規模災害に際し、水防活動等の委任、資器材の供給・提供等に関して民間事業者・店舗等と協定を締結している。(資料10-1~10-4参照)

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は次の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

表

The diagram shows a rectangular certificate with a height of 6 cm and a width of 8 cm. The layout is as follows:

- Top left: 第 号 (Number)
- Top center: 水防活動委任証 (Water Defense Activity Authorization Certificate)
- Middle left: 名 称 (Name) and 住 所 (Address)
- Center: 上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第2項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。(The above person is the one who has received the authorization for water defense activities, and it is certified that they can perform emergency passage and public utility burden under the provisions of Article 19, Paragraph 2 of the Water Defense Act and Article 28, Paragraph 2 of the Water Defense Act.)
- Bottom left: 年 月 日 (Year, Month, Day)
- Bottom center: 水防管理者 (Water Defense Manager)
- Bottom right: 氏 名 (Name) and 印 (Seal)

(裏面の記載)

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの証である。
- (2) 本証の役職に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の役職を失ったときは速やかに返還すること。

第6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第13節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担する。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請する。

- 1 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その役職を示す証を、水防管理者から委任を受けた者は、次図（左）の証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代える。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次図（右）の証明書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証 身分 氏名</p> <p style="text-align: center;">右の者〇〇区域における水防法第二十八条第二項の権限 行使を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者 氏名 印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">物件</td> <td rowspan="4" style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: middle;">公用負担の証明</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">負担内容 使用収納処分等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">命令者</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		物件	公用負担の証明		数量	年 月 日	負担内容 使用収納処分等	命令者	摘要	印		
	物件	公用負担の証明											
	数量												
年 月 日	負担内容 使用収納処分等												
命令者	摘要												
印													

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第14節 水防報告等

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び保管すべき数量
- 8 水防法第28条の規定により公用負担を受けた器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 障害物を処分した場合のその数量及びその事由並びに除去の場所
- 10 土地を一時使用したときのその箇所及び所有者氏名並びにその事由
- 11 応援の状況
- 12 居住者出勤の状況
- 13 警察関係の援助の状況
- 14 現場指導の官公署氏名
- 15 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 16 水防関係者の死傷
- 17 殊勲者及びその功績
- 18 殊勲水防団とその功績
- 19 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 20 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所および損壊状況
- 21 その他必要な事項

第2 水防報告

市は、水防活動が終結したときは、遅延なく様式11-4により、那賀振興局建設部長を經由して県に報告する。

第15節 水防訓練

年1回、紀の川合同水防演習を実施し、訓練を通じた意識高揚、水防工法等の知識・技術習得を図る。

紀の川合同水防演習については、「第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いひとづくり 第1節 防災訓練の実施」に掲載している。

また、水防団員を、近畿地方整備局が主催する水防技術講習会等へ派遣する。

第16節 洪水浸水想定区域内における安全確保

第1 洪水浸水想定区域の周知

市は、紀の川市ハザードマップや、国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所ホームページなどを通じて、平時から、洪水浸水想定区域の周知に努める。

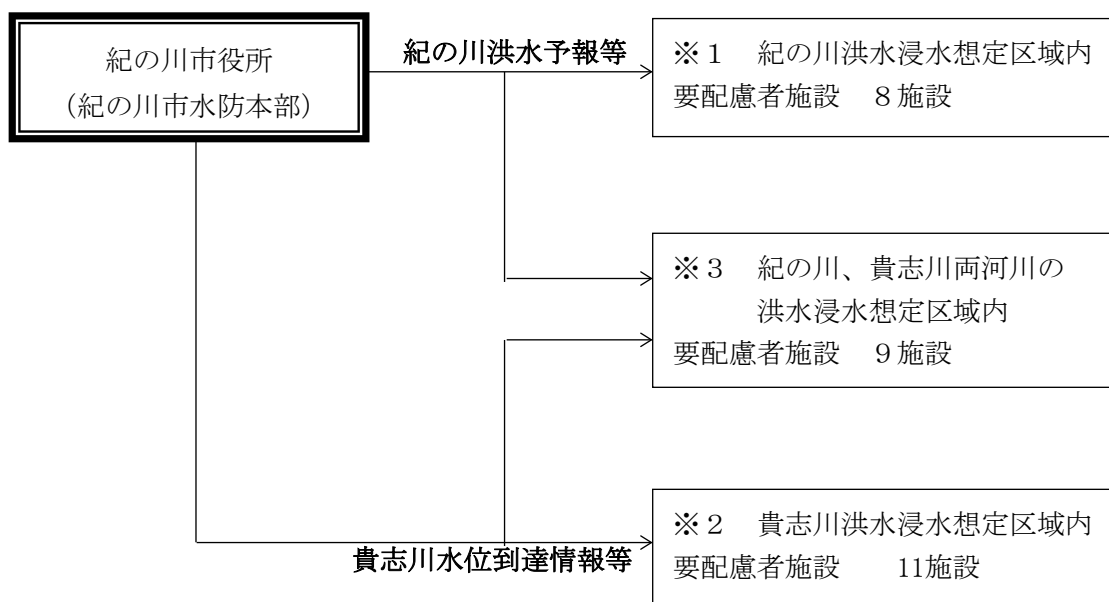
第2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の安全確保

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地は、資料6-7に掲載のとおりである。

当該施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保や浸水防止を図るために必要な訓練の実施や、避難計画の策定を支援するとともに、自衛水防組織を置くよう働きかける。

また、洪水予報等は、次の系統により、市から当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員へ速やかに伝達する。

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統



第3 洪水浸水想定区域内の大規模工場等の安全確保

水防法第15条第1項第4号ハ、第15条第2項と、それに基づく国土交通省令では、浸水想定区域内の延べ面積が1万㎡以上の大規模工場等の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を、所有者又は管理者からの申出があった場合に、市町村地域防災計画に掲載し、洪水予報等の伝達方法を定めることとされている。

市内には、「第5編 資料編 6 水防 6-8 洪水浸水想定区域内の大規模工場申出一覧」にある事業者があるが、新規・変更その他申出があった場合には、様式11-9～11-12を用いて必要な措置を行う。

第17節 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体の主な業務は次のとおりである。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料6－9を基に指定する。指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

「紀の川市における水防協力団体との水防協働活動実施要領」を資料6－10に掲載している。

第2章 業務継続計画

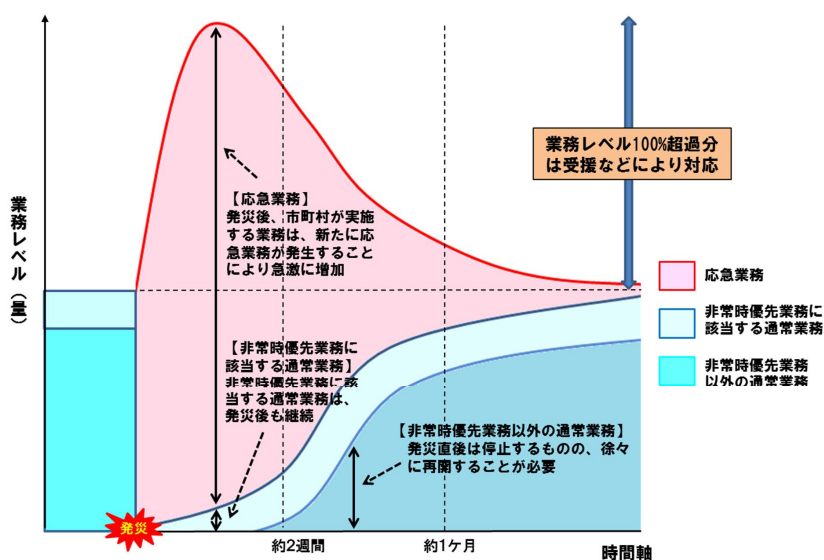
第1節 業務継続計画の概要

第1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害時、市内全域で人的・物的被害が生じるとともに、行政機能の低下が予測される。人員・物資・情報・ライフラインが制約された状況下において、行政機能を維持し、住民の生命、身体及び財産を守ることは、市としての責務であり、そのためには、災害応急対策業務を行いつつ、通常業務をいち早く再開することが重要な課題となっている。

このような場合において、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保や必要な対策を定めるとともに、優先的に取り組むべき「非常時優先業務」や「業務開始目標時間」等を明確にすることにより、行政機能の継続性の確保と業務継続力向上及び早期の災害復旧・復興を実現することを目的として業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

発災後に市町村が実施する業務の推移（内閣府：市町村のための業務継続計画作成ガイド）



第2 業務継続計画策定の目的

大規模災害時において、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、災害応急対策業務にあたらなければならない市職員の防災意識を向上するだけでなく、防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することも目的とする。

第3 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から短時間で膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

第4 地域防災計画と業務継続計画の相違点

地域防災計画と業務継続計画との関係(内容の主な相違点)

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	市防災会議が作成し、市が実施する計画である。	市が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、災害時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	災害時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	職員・庁舎・電力・通信・情報システム・食料等の必要資源の被災を想定し、分析と対策の検討が必要である。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。(災害応急対策、災害復旧・復興業務、優先度の高い通常業務)
業務開始目標時間	業務開始目標時間の記載なし。	非常時優先業務ごとに業務開始時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	職員用の水・食料・トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員に必要な水・食料・トイレ等の確保について検討し、記載する必要がある。

第5 業務継続(計画)の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- ・災害発生時には、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限に止めるため地域防災計画に位置づけられた災害応急対策業務の各計画を最優先する。
- ・地震発生から72時間は、人命に係る災害応急対策業務を最優先に実施するため、地域社会への影響や法令の適切な執行等に影響を与える通常業務以外は積極的に休止・縮小する。
- ・休止・縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、住民の生活維持等に係る重要度をもって判断する。
- ・市の公共施設(体育館、生涯学習センター、公民館、図書館等)は、避難所等の災害応急対策業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。

- ・市が実施するイベントや会議等は、原則として中止又は延期する。
- ・非常時優先業務に含まれる通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

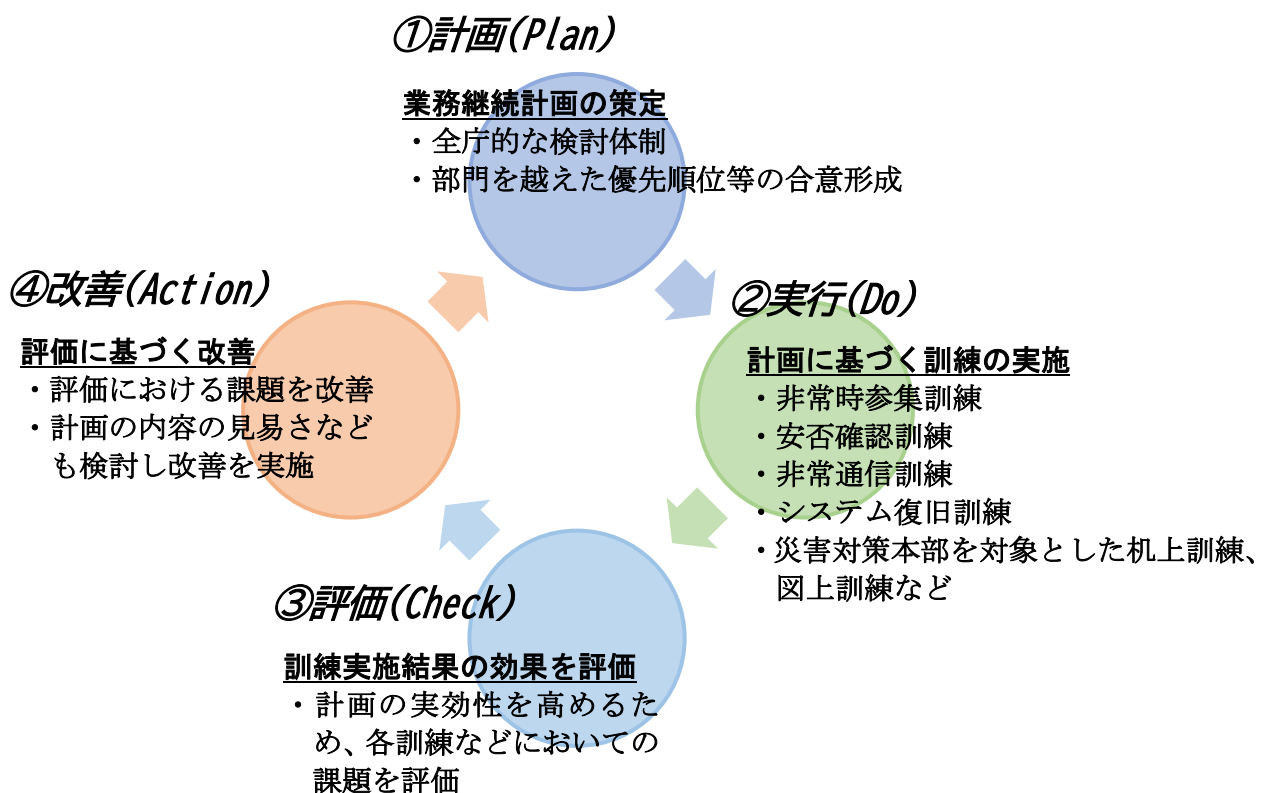
第6 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すれば良いというものではなく、業務継続に係る訓練を繰り返し実施して計画の実効性を確認し、また、電気・水・食料及び人員など必要資源についても点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員の確保・育成を実施し、PDCAサイクルを回し業務継続計画の実効性を高めていくことが重要である。

また、この業務継続計画は市全体の計画であるため、今後、部又は課別の業務継続計画を作成して災害時に有効活用できるようにすることが必要である。

参考資料 【様式】(〇〇課)業務継続計画(案)

業務継続計画の改善マネジメント



第2節 被害状況の想定

第1 計画の前提とする地震

本計画の策定において想定する大規模災害については、内閣府の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」において「本庁舎が最も被害を受ける災害」を想定することが望ましいとされているため、和歌山県が想定し公表している「中央構造線断層帯を起震断層とする地震（M 8.0）」による地震災害とする。

なお、本庁舎付近は震度6強の揺れが想定されている。

ただし、3連動地震（東海・東南海・南海地震）及び南海トラフ巨大地震においても、震度5強から震度6強の強い揺れが予測されており、想定を上回る可能性もあることから、市全域に重大な被害をもたらす地震として念頭におく。

第2 被害想定と被害イメージ

想定する危機事象

	想定	出典
想定災害	中央構造線断層帯を起震断層とする地震(M8.0) <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度6弱～震度7が発生する。 本庁舎付近は、震度6強の揺れが想定される。 	県の想定 【H18.5月公表】
発災条件	冬の朝5時 多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯。	県の想定 【H18.5月公表】

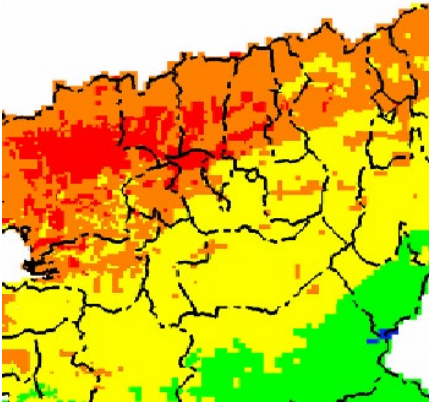
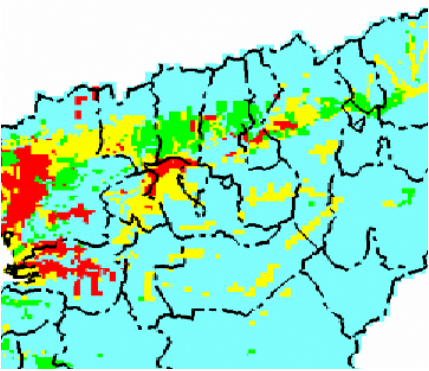
想定事象による被害状況

	被害状況(復旧予想)	出典					
建物被害 火災被害	[地域の被害] <ul style="list-style-type: none"> 市内で、「地震動による全壊」「液状化による全壊」「がけ崩れによる全壊」「火災による焼失」を含めた全壊・焼失率で21.9%が建物被害を受ける。(11,368棟) 	県の想定 【H18.5月公表】					
	[本庁舎の被害] <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の構造が、免震構造(鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造))で設計上は大地震動(震度6強～7程度)に対応しており、建物に大きな損傷が生じないと想定している。 固定されていないロッカーや書棚等は、転倒・落下の可能性があるとと思われる。 	新庁舎建設時の「紀の川市庁舎構造について」資料による					
交通機能障害	<ul style="list-style-type: none"> 震度6強～震度7のエリアを中心に交通障害が発生する。(自動車での参集は緊急車両等の通行の妨げになりうるためできない) 山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。(当該地域に居住する職員の参集は当面困難となる) 鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間(1週間以上)は利用困難となる。 	県の想定 【H18.5月公表】					
	道路施設被害	<table border="0"> <tr> <td>橋梁</td> <td>59箇所</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>31箇所</td> </tr> </table>	橋梁	59箇所	盛土	31箇所	
橋梁	59箇所						
盛土	31箇所						

	<table border="0"> <tr> <td>切土・斜面</td> <td>13箇所 (計 103箇所)</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>11箇所</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>切土・斜面</td> <td>1箇所 (計 18箇所)</td> </tr> </table>	切土・斜面	13箇所 (計 103箇所)	橋梁	11箇所	盛土	6箇所	切土・斜面	1箇所 (計 18箇所)					
切土・斜面	13箇所 (計 103箇所)													
橋梁	11箇所													
盛土	6箇所													
切土・斜面	1箇所 (計 18箇所)													
ライフ ライン 支障	<p>[地域の被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力は、地震直後に市内のほぼ全域で停電し、1週間程度で12.4%は復旧するが全域の復旧には約1か月を要すると想定している。 業務用スマートフォンは、地震直後に停電と合わせ通話困難となり、1週間程度はつながりにくい状態がつづくこととなる。携帯電話は大量アクセス等によりほとんど不通。インターネットアクセスについても制限が掛かる。 上水道は、市内のほとんどの地域で断水し、半数程度の復旧に約1週間程度を要する。 下水道は、県の想定公表時と規模の変化が著しいため、想定は難しいが、市内のほとんどの地域で利用困難となることが予想され、当面の間は復旧しないと考えられる。(上水道より長期化) <table border="0"> <tr> <td>停電人口</td> <td>地震直後</td> <td>70,067人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震1日後</td> <td>70,067人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震1週間後</td> <td>61,393人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震1ヵ月後</td> <td>0人</td> </tr> </table>	停電人口	地震直後	70,067人		地震1日後	70,067人		地震1週間後	61,393人		地震1ヵ月後	0人	<p>県の想定 【H18.5月公表】</p> <p>県の想定 【H18.5月公表】</p>
	停電人口	地震直後	70,067人											
		地震1日後	70,067人											
		地震1週間後	61,393人											
	地震1ヵ月後	0人												
<table border="0"> <tr> <td>電話・通信施設機能支障</td> <td>一般電話機の機能支障人口</td> <td>23,134人</td> </tr> </table>	電話・通信施設機能支障	一般電話機の機能支障人口	23,134人											
電話・通信施設機能支障	一般電話機の機能支障人口	23,134人												
<table border="0"> <tr> <td>上水道施設供給支障</td> <td>被害箇所数</td> <td>1,293箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震直後</td> <td>97.9%(断水率)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震1日後</td> <td>85.8%(断水率)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震1週間後</td> <td>49.0%(断水率)</td> </tr> </table>	上水道施設供給支障	被害箇所数	1,293箇所		地震直後	97.9%(断水率)		地震1日後	85.8%(断水率)		地震1週間後	49.0%(断水率)		
上水道施設供給支障	被害箇所数	1,293箇所												
	地震直後	97.9%(断水率)												
	地震1日後	85.8%(断水率)												
	地震1週間後	49.0%(断水率)												
<p>[本庁舎の被害等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力は、非常用発電機(1台)により非常用コンセント(赤)を使用し、約1週間程度(連続運転可能時間175時間)の電力は確保できるが、燃料備蓄(A重油)は約96時間分の備蓄(地下タンク)のため、燃料補給できなければ約4日程度の電力供給に留まる。 業務用スマートフォンは、災害時優先電話以外は1週間程度つながりにくい状態が想定される。 衛星通信トランシーバーは、9台所有しており孤立集落になる可能性がある地区(3地区)の代表者と市役所各支所・出張所(5台)に備えているが、通信が室内ではできないため係に人員が必要となる。 上水道の断水時は、給水設備に10トンと雨水再利用等設備の貯留槽(雑用水使用)に48トンを保水しており、約4日間は利用可能と想定している。 														

	<p>電力供給先 ※下記の他、消火栓ポンプ、非常照明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職室 照明 ・災害対策本部室(3階庁議室) 照明、コンセント全回路 ・一般事務室 照明及びコンセントの1/4程度 ・廊下、エントランスの照明 ・3階アマチュア無線アンテナ接続位置コンセント ・電話交換機等の通信機器 ・給排水ポンプ ・エレベーター1台 ・空調は3階庁議室とサーバー室と特別職室 <p>給排水衛生設備 ※庁舎給水系統による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水設備 木製受水槽 10トン ・雨水再利用・井水利用設備 48トン(雑用水使用) 	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水・食料等について、買い占めなどが発生し小売店舗やコンビニの在庫は数時間で売り切れになる。 ・ 停電等でガソリンスタンドの営業が困難となり、公用車の燃料補給が難しくなる。 	

地震動及び液状化危険度の予測【平成18年5月公表地震被害想定】

	地震動予測	液状化危険度予測
<p>中央構造線による地震</p>		
<p>凡 例</p>	<p>◇ 震 度</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度4以下 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7 	<p>◇ 液状化危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて低い (PL=0) 低い (0 < PL ≤ 5) 高い (5 < PL ≤ 15) 極めて高い (PL > 15)

第3節 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

第1 業務継続計画の発動基準

業務継続計画の発動は、災害対策本部の設置（配備体制1号）と同時に自動的に発動するものとし、非常時優先業務を実施し、優先度の低い通常業務を停止する。また、業務継続計画を発動し、停止している通常業務があることを市民へ周知する。

業務継続計画の発動解除は、災害対応の状況から災害対策本部会議にて判断する。

第2 非常時優先業務の実施体制

地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、次の体制に速やかに移行する。

別表1〔非常時優先業務の実施体制〕

※ 災害対策基本法第23条の2、紀の川市災害対策本部条例第2条・第3条・第4条、紀の川市災害対策本部規程に基づく。

第3 指揮命令系統の確立

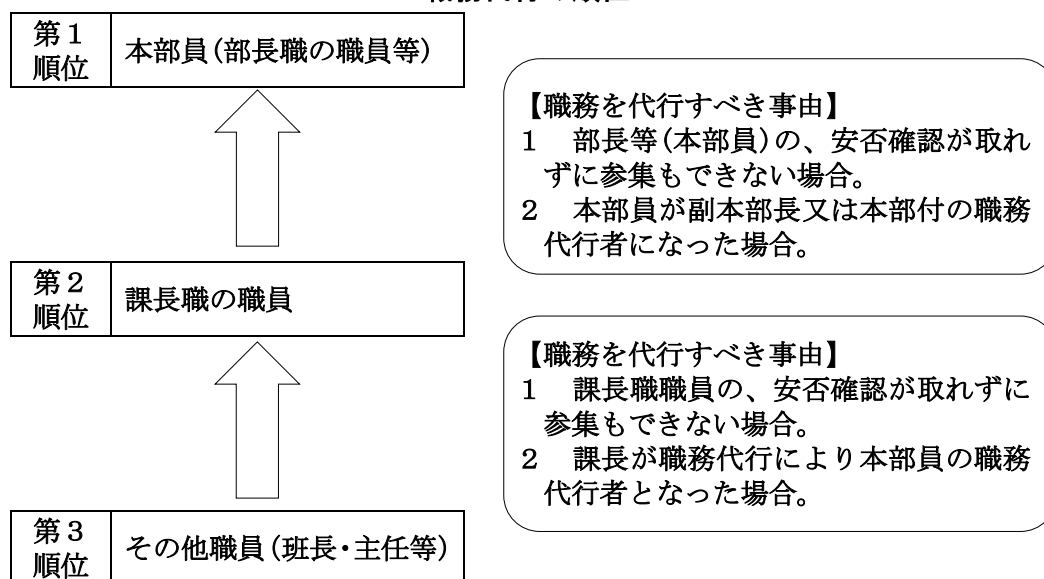
非常時優先業務については、紀の川市災害対策本部規程に定めるところにより、通常業務については、紀の川市行政組織規則及び紀の川市事務決裁規程に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

第4 職務代行の順位

本部長（市長）の職務代行については、地域防災計画に災害対策本部の設置等権限の代理者として第2順位まで定めている。しかし、副本部長（副市長）次の本部員については、職務代行順位を明確化されていないため、災害時に混乱が予想され、より実効性の高い実施体制を確保するためにも適切な順位まで職務代行順位を事前に決定しておく必要がある。

別表2〔職務代行の順位（副本部長以下）〕

職務代行の順位



第5 職員の参集予測

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」の第1動員配備体制を基準とし、次の要件を想定して発災後から各参集場所までの参集を「3時間まで」「3時間～12時間まで」「12時間～24時間まで」「1日以上」の時間帯別に予測し集計する。

なお、勤務時間内の災害時には、各所属に職員がいると想定し参集予測は行わない。しかし、来庁者や帰宅困難者については想定する必要がある。

職員参集予測の想定要件

- 1 震度5強以上の地震が発生
- 2 勤務時間外の発災
- 3 自宅から職場へ参集
- 4 緊急初動班による活動に規定している参集場所を考慮する
- 5 参集は、徒歩又は自転車等(原則：自動車での参集は禁止)
- 6 帰宅距離20km以上が帰宅困難との想定は除く
- 7 各課等で独自に業務継続計画を策定している場合は、それを考慮する

【参考】 徒歩は毎時3kmの速さで連続歩行。自転車は毎時15km。原付は毎時30km。

職員参集予測以外の想定

- 1 本人死傷等で1割の職員が参集不可能
- 2 職員の3割が救出救護活動に従事

第6 緊急連絡先の整理

大規模災害時、地域防災計画に基づき速やかに非常時の体制に移行することとなるが、その際に安否確認や参集等のほか非常時優先業務を実施するうえで、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要である。このため、部又は課等ごとに災害時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておくことが必要である。

個人情報等が記載された資料については、厳重に保管するなどあらかじめ検討し実施するようにならなければならない。また、パソコン等が使用できない場合も想定されるため、保管する媒体も紙資料やUSBメモリーなど数種類にするように同時に検討することが必要である。

第4節 受援体制の確保

第1 広域応援受入体制の確保

大規模災害の発生時には、協定に基づく支援以外にも協定等未締結の自治体から応援職員が派遣されて来るとも予想される。

こうした応援職員を有効に活用し、災害対応に必要な人員を確保することが業務を継続していく上で有効なことから、事前に受入体制の整備を進める。

第2 人的応援

1 人的応援の受入に係る手順

災害時に人的応援の受入を円滑かつ迅速に実施するため、次の受援業務の手順を実施する。

- (1) 応援要請：本部長（市長）が応援要請の必要性を判断し、人的受援調整班が要請を行う。
- (2) 受援の準備：県、協定締結団体等と連絡調整を行い、宿泊場所・活動拠点等を確保し受入の準備を行う。
- (3) 応援の受入れ・業務管理：応援職員等を受入れ、業務の説明等業務管理を行う。
- (4) 受援の終了：受援終了の判断を行い、費用の負担を行う。

2 応援職員を受け入れて最優先で実施する業務

- (1) 避難所運営
- (2) 物資輸送拠点運営
- (3) 救援物資の輸送
- (4) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- (5) 住家被害認定調査
- (6) 罹災証明交付
- (7) 道路の不通区間の解消
- (8) 災害廃棄物処理

第3 物的応援

1 物資の調達に係る受援体制

災害時に物資の供給を円滑かつ迅速に実施するため、物資の調達方法ごとの受援体制を整備する。

- (1) 災害時応援協定に基づく物資の提供要請と受入れ
協定締結事業者等に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。
- (2) 相互応援協定に基づく物資の提供要請と受入れ
協定締結自治体等に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。
- (3) 県への物資の提供要請と受入れ
県に対して物資の提供を要請し、救援物資を受け入れる。

2 物資の物流に係る受援体制

調達物資は、二次物資集積拠点等へ搬入された後、仕分けをした上で各避難所等へ輸送する。

これら物流に係る受援体制として、優先的に使用する物資集積拠点を明確にするとともに、物資集積場所の輸送等において、民間物流事業者との連携を図る体制を整備する。

(1) 優先使用物資集積拠点の選定

大型車両の使用が可能であり、屋内スペースが確保できる場所から優先的に使用する物資集積拠点とする。

(2) 救援物資の輸送等

救援物資の輸送等について、トラック協会等の民間物流事業者とあらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築する。

3 調達・輸送物資の管理

調達、仕分け、配布を行った物資の品目・数量は、市の総合防災支援システムや国の新物資システム（B-P L o）を活用して管理し、物資の調達・輸送体制の確立を図る。

第5節 業務継続のための執行環境の整備

第1 施設の安全対策

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。書類ロッカーの固定や什器類の転倒防止の実施等が主な課題となる。

第2 通信手段の確保

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第4節 災害通信【風水害・震災時】」に基づき、各種通信連絡手段の特性を考慮して関係機関との通信手段を確保する必要がある。

主な通信連絡手段

通信連絡手段	特 性	設置場所等
災害時優先電話	災害時の援助、復旧等のため、法律に基づいて提供されている電話で、一般電話回線の中から指定する回線です。 発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じで、緊急時には発信用として使用する電話です。(電話番号は非公表)	・災害対策本部(庁議室) 7回線 ・災害対策室(本庁舎3F事務室) 18回線+FAX1回線 ※庁議室に、接続用電話機6台を備えており、1回線は通常使用している電話機となっている。
衛星通信トランシーバー ※アイコム	人工衛星(静止衛星)を利用し通信するため、地上の通信回線の通信インフラが破壊されても、衛星通信トランシーバーであれば通信できる可能性が高い。 会話には若干遅延が生じるため、使用時にはなるべくゆっくりはっきりと発音するようになります。	・危機管理消防課 1台 ・支所 各1台 計4台 ・鞆瀬出張所 1台 ・孤立集落になりうる7自治区内 3台 他は携帯型デジタル簡易無線
防災電話 ※和歌山県総合防災情報システム	下記地域衛星通信ネットワークを県がシステム構築した防災電話で、有線回線を利用しているため、「衛星回線選択番号【7】」は不用です。 県内の通話は、「局番【3桁】」-「内線番号【3桁】」でかけることができます。	・災害対策本部(庁議室) 1回線 ・危機管理消防課 2回線 ・県総合防災情報システム端末席 1回線 ・県総合防災情報 FAX 1回線
地域衛星通信ネットワーク ※衛星電話(自治体衛星通信機構)	上記の防災電話の衛星回線で、全国の地方公共団体を結ぶものであり、衛星回線を利用する場合は、「衛星回線選択番号【7】」-「県番号【0**】」-「局番【3桁】」-「内線番号【3～9桁】」の電話番号が記載されている衛星電話番号簿で確認が必要です。	
和歌山県総合防災情報システム	上記の防災電話を含め、有線回線1回線と衛星回線2回線を用いて、災害発生時や和歌山地方気象台からの気象情報の通知を県内各防災機関等と情報共有するシステムです。 災害時には、このシステムに様々な情報を入力することにより、連絡や報告を行うことができます。	・災害対策室(本庁舎3F事務室) ・危機管理消防課情報系
市総合防災支援システム	気象情報等の確認、被害情報や避難所情報、対処状況等の共有、避難所からの応援要請、避難情報の発令判断等に活用できるシステムです。 災害時には、このシステムに様々な情報を入力することにより、連絡や報告を行うことができます。	・災害対策室(本庁舎3F事務室) ・危機管理消防課情報系

通信連絡手段	特 性	設置場所等
市防災行政無線	災害時に市内全域へ情報を発信(放送)することができます。相互通信するものではなく、情報を発信するために使用します。各支所にある子機又は地域にあるスピーカーに設置している子局からも放送できます。 J-ALERT(ジェイアラート)受信機が受信した情報も自動起動機を通じて、発信されます。	・災害対策室(本庁舎3F 無線機器室) ・各支所に子機(事務室等)
デジタル簡易無線 (事務室据置型) ※ICOM製	本庁舎や各支所等に下記のデジタル簡易無線(携帯型)と通信できる親機を備えている。 電源が確保できればすぐに通信が可能となり、災害現場との通信、また、本部と支所(支所)と電話が繋がらない場合等に非常に有効な通信手段となる。 ただし、各支所には、非常電源設備を備えていないため、その対策が必要となる。	・災害対策室(本庁舎3階事務室) 1台 ・支所 各1台 計4台 ・鞆出張所 1台
デジタル簡易無線 (携帯型) ※ICOM製	上記のデジタル簡易無線(事務室据置型)への通信及び無線(携帯型)同士の通信が可能である。 災害現場へ携帯し、その情報を即座に報告することができる。「市役所波」「消防団波」「実施隊波」「方面隊①」「方面隊②」「方面隊③」「方面隊④」「方面隊⑤」の8種のチャンネルで運用しており、災害時にはチャンネルを切り替え、混線を防ぐことが可能である。	・危機管理消防課 50台 ・支所 各1台 計4台 ・鞆出張所 1台 ・消防団 188台 ・指令車 各1台 計6台

第3 重要な行政データのバックアップ

紀の川市ICT部門業務継続計画(別表3～5重要情報の保管及びバックアップの状況)に基づき実施する。しかし、本計画は、紀の川市役所本庁舎のみを対象とし、各部局が独自に運用するシステムについては、今後原則として、本計画を参考に各主管課において業務継続計画の策定を検討するとしている。

別表3〔別紙3・4 総合行政システム機器構成等一覧表〕

別表5〔個別システム等の重要情報の保管及びバックアップの状況〕

第4 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」で災害対策本部の設置等を規定しているが、下記のとおり代替庁舎についても第3順位まで明記している。(紀の川市災害対策本部規程第2条)

本庁舎は、免震構造で非常用発電装置も備えており、位置についても浸水想定区域外に建っているため、代替庁舎の使用の可能性は低いと想定されるが、想定外の被災等を考慮し代替庁舎を使用した場合の準備を行っておく必要がある。

災害対策本部の設置場所〔紀の川市役所 本庁舎3階庁議室〕

第1順位	紀の川市役所 本庁舎南別館3階大会議室
第2順位	打田生涯学習センター
第3順位	支所庁舎のうち、市長が適当と認める庁舎

第6節 非常時優先業務

全課共通非常時優先業務

全課共通の職員の非常時に優先する業務等を下記のとおり整理する。緊急初動班体制を確保しなければならない要員は、所属課の業務等より緊急初動班業務を優先する。

なお、緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行については、「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】 第7 緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行」のとおりとする。

全課共通非常時優先業務

家族の安否確認	勤務時間内又は勤務時間外問わず職員自身の家族の安否を確認する。
職員の安否確認	所属長による職員の安否確認。職員は、所属長にあらゆる手段をもって連絡する。
人命救助・救出の優先(発災後72時間)	勤務時間外等に発災した場合、参集時に遭遇する要救助者や救出・救助を優先する。
被害情報の収集と報告(参集時)	職員は、参集時に道すがらの被害状況を収集して報告する。スマートフォン等で写真や動画を撮るなどしてデータで報告することも重要。
職員の参集状況と報告(勤務時間外)	勤務時間外に発災した場合、参集した職員は被害状況と参集状況を所属長に報告する。
課所管施設の被災状況確認と安全確認	所管する施設の被災状況確認と安全確認を行ない、被災箇所に応急対策を講じる。
来庁者等の避難誘導と負傷者等への対応(勤務時間内)	勤務時間内等に発災した場合、来庁者や催事の参加者等を安全な場所への避難誘導することを優先し、また、負傷者等がいる場合はその応急対応を講じる。
課所管設備の被災状況確認と稼働確認(非常用電源稼働時の対象設備のみ)	職員は、所属の所管設備等の被災状況確認と通電状態にある機器については、稼働確認を行い所属長に報告する。
市災害対策本部との連絡体制の確保(支部等)	各支部(各支所)等は、通信手段を確保して市災害対策本部との連絡体制を整える。
職員の健康管理(参集後～)	所属長等は、指揮管理下にある災害対策業務に従事している職員の健康管理に十分な注意を払い、継続した災害対策業務を行えるように努める。

※ その他、各課等の独自性による業務は、各課等の非常時優先業務とする。

別表1 〔非常時優先業務の実施体制〕

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	市長	本庁 議会事務局 市長公室 企画部 総務部(兼打田地域) 市民部 福祉部 農林商工部 農業委員会事務局 建設部 上下水道部 会計課 教育部 総合行政委員会事務局
	副本部長	副市長	
	本部付	教育長	
	本部員	議会事務局長 市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 農業委員会事務局長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 総合行政委員会事務局長 那賀消防組合消防長 公立那賀病院事務局長 消防団長	
本部事務局	事務局長	危機管理部長	支所・出張所 粉河支所 鞆淵出張所 那賀支所 桃山支所 貴志川支所
	事務局	危機管理消防課	
災害対策支部	支部員	総務課長 粉河支所長 那賀支所長 桃山支所長 貴志川支所長	(関係行政機関) 那賀消防組合 公立那賀病院
			(関係団体) 消防団

別表2 [職務代行の順位(副本部長以下)]

現時点の状況 [令和7年度]

職	職務代行の順位			備考
	第1順位	第2順位	第3順位	
市長	副市長	危機管理部長		本部長
副市長	危機管理部長	企画部長	総務部長	副本部長
教育長	教育部長	教育審議官		本部付
議会事務局長	※職務代行の順位について それぞれ左記の職の対象者が事故ある場合は、次の職にある者が職務を代行する。また、第2順位、第3順位も同様とする。ただし、同じ職の者が2名以上ある場合は、予め各部で取り決めておくものとする。			
市長公室長				
企画部長				
総務部長				
危機管理部長				
市民部長				
福祉部長				
農林商工部長				
農業委員会事務局長				
建設部長				
会計管理者				
上下水道部長				
教育部長				
総合行政委員会事務局長				
消防団長	副団長			

- ・責任者と連絡が取れない場合は、以上の順位に従い自動的に職務代行が行われるものとする。
- ・責任者が参集できない状況であっても、連絡手段が確保され直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務代行が行われないものとする。

別表3〔別紙3 総合行政システム機器構成等一覧表〕

項番	システム名称 (サーバ名称)	関連システム	主管部門	ハードウェア (機器名・構成部品名)	設置場所	保守業者	UPSの有無	代替器			再インストールの容易性	機器OS及びバックアップ状態			クライアント側の特長なアプリケーションの要否	
								有無	保管場所	同等機種 の入手		名称	バックアップの有無	バックアップ形態		バックアップ 保管場所
1	ESX サーバ #1, #2, #3	共通システム	企画経営課	Express5800/R120h-1M	本庁舎サーバ室	Sky株式会社	有	無	-	不可	困難	ESX6.7	無	-	本庁舎サーバ室	否
	CPU (24C, 2.10GHz) x2															
	メモリ 16GBx10															
	SAS300GB (RAID1)															
				10GTx6、1GTx4												
2	管理サーバ			Express5800/R110j-1								Windows Server 2016	有	HDD→HDD (M) Arcserve		否
				CPU(4C, 3.30GHz)												
				メモリ 8GBx2												
				SAS300GB (RAID1)												
				10GTx2、1GTx2												
3	メインストレージ ※「バックアップ形態」欄では「M」と表記			iStorage M120								-	有	DDR/RDR	神戸DC	否
				エンクロージャ x3												
				SAS600GB (15krpm) x36												
				NLSAS4TB (7.2krpm) x12												
				NLSAS8TB (7.2krpm) x8												
4	バックアップストレージ	共通システム	企画経営課	iStorage M120	神戸DC	Sky株式会社	有	無	-	不可	困難	-	有	DSV		否
				NLSAS8TB (7.2krpm) x10												

5	VCenter サーバ						有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	無	-	-	否	
6	NW 管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	-	否	
7	SES 管理サーバ #1,#2			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	無	-	-	否	
8	監視サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	-	否	
9	ログ 管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	-	否	
10	管理 コンソール #1,#2	情報系 システム		EliteDesk 800 G5 TW/CT ----- CPU i7-9700 ----- メモリ 16GB ----- SSD512GB	情報推 進班室		有	無	-	不可	困難	Windows 10Pro	無	-	-	否	
11	AD サーバ #1,#2			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	本庁舎 サーバ 室	否	
12	ファイルサーバ	情報系 システム	企画経営 課	(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	VSS	サーバ 室	本庁舎	否

13	WSUS サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-		否
14	ウイルス対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve		否
15	IT 資産管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve		否
16	プリント管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve		否
17	メール中継サーバ						有	無	-	不可	困難	RedHatEnterprise Linux7	無	-		否
18	メール振分サーバ	情報系システム	企画経営課	(仮想サーバ)	本庁舎サーバ室	Sky株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	本庁舎サーバ室	否
19	メールサーバ						有	無	-	不可	困難	アプライアンス	無	-		否

20	グループウェア サーバ#1、#2						有	無	-	不可	困難	RedHatEnterprise Linux7	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
21	ID 統合管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
22	多要素認証サーバ #1、#2						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve		否
23	ファイル管理サーバ						有	無	-	不可	困難	WindowsServer2016	無	-		否
24	管理コンソール #1、#2	基幹系 システム	企画経営 課	EliteDesk 800 G5 TW/CT	情報推 進班室	Sky 株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows 10Pro	無	-	本庁舎 サーバ 室	否
	CPU i7-9700															
25	AD サーバ#1、#2			(仮想サーバ)	本庁舎 サーバ 室		有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M)		否

												Arcserve			
26	WSUS サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	否
27	ウイルス対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
28	IT 資産管理サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
29	プリントサーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
30	ID 統合管理サーバ	基幹系システム	企画経営課	(仮想サーバ)	本庁舎サーバ室	Sky株式会社	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M) Arcserve	否
31	多要素認証サーバ #1, #2						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→ HDD (M)	否

													Arcserve		
32	ID 統合管理サーバ	インターネット系システム					有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	有	仮想→HDD(M) Arcserve	否
33	ウイルス対策サーバ						有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016	無	-	否
34	ファイアウォール #1, #2	共通システム	企画経営課	FG300E	本庁舎サーバ室	Sky 株式会社	有	無	-	SEND バック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
35	ファイアウォール #3～#12			FG100E			有	有	本庁舎サーバ室	SEND バック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
36	リモート保守用 FW			FG50E			有	無	-	SEND バック	困難	FortiOS	有	コンフィグ	否
37	ファイアウォール管理サーバ			FAZ-400E			有	無	-	SEND バック	困難	アプライアンス	無	-	否
38	遠隔バックアップ用ルータ			AT-3050S			有	無	-	SEND バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ	否
39	L3SW #1, #2			AT-SBx908 GEN2			有	有	本庁舎サーバ室	SEND バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ	否

40	UPS 管理 SW			SH230-28GT			有	有	本庁舎 サーバ 室	センド バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ		否
41	セキュリティ SW#1, #2	情報系 システム		X530L-28GTX			有	有	本庁舎 サーバ 室	センド バック	困難	独自 OS	有	コンフィグ		否
42	住基ネット ファイアウォール	基幹系 システム	企画経営 課	SSG5	本庁舎 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	有	本庁舎 サーバ 室	不可	困難	独自 OS	有	コンフィグ	本庁舎サ ーバ室	否
43	VDI ホスト	情報系 システム (テレ ワーク)		Express5800/R120h-1E CPU(26C, 2. 10GHz)×2 メモリ 32GB×12 SSD1. 92TB×8(RAID6) 1GbE×2、10GbE×4	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	-	不可	困難	Windows Serve 2016	有	Arcserve	本庁舎サ ーバ室	
44	VDI 管理サーバー			(仮想サーバ)	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	-	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ室	
45	プロファイルサー バー			本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	-	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ室		

46	証明機関				本庁 サーバ 室 ・	Sky 株式 会社	有	無	-	不可	困難	Windows Serve 2016	有	仮想→HDD (M) Arcserve	本庁舎サ ーバ室	
47	バックアップNAS			HDL4-HA24-U HDD24TB(RAID5) 10GbEx2	本庁 サーバ 室	Sky 株式 会社	有	無	-	不可	困難	アプライ アンス	有	-	本庁舎サ ーバ室	

別表4 [別紙4 総合行政システム機器構成等一覧表]

項番	システム名称 (サーバ名称)	主管部門	ハードウェア (機器名・構成部品名)	設置場所	保守業者	設置台数	UPSの有無	代 替 器			再インストールの容易性	機器OS及びバックアップ状態				特殊なアプリケーション
								有無	保管場所	同等機種 の入手		名称	バックアップの有無	バックアップ形態	バックアップ保管場	
1	総合行政システム待機サーバ (Hyper-V HOST Server 兼 AD Server)	企画経営課	PRIMERGY RX2530M4 CPU: Intel (R) Xeon®Silver 4112 CPU @2.60GHz (2.6GHz/4コア /8.3 MB キャッシュ)*2 MEM: 32GB (8GB*4) HDD: 600GB*8 (RAID5) 基本 SAS アレイコントローラカード	本庁舎サーバ室	紀陽情報システム(株)	1	有	無	-	不可	困難	Windows Server 2016 Std	有	-	企画経営課管理本庁舎サーバ室	否
			PRIMERGY RX1330M3 CPU: Intel (R) Xeon®E3-1230 v6 (3.5Ghz/4コア /8MB キャッシュ)*1 MEM: 8GB (4GB*2) HDD: 600GB*2 (RAID1) 基本 SAS アレイコントローラカード													否

3	団体内統合 宛名連携 サーバ	企画経営 課	PRIMERGY RX2530 M1	本庁舎 サーバ室	紀陽情報 システム ㈱	1	有	無	-	不可	困難	Windows	有	HDD→ USB- HDD	神戸DC	否
			XeonプロセッサE5-2620v3 (2.40GHz/6コア/15MB)									Server				
			RAMモジュール：8GB									2012R2				
			ハードディスク：600GB × 7(RAID1+0+Hot Spare)基 本 SAS アレイコントローラカード									Standard Red Hat Enterprise Linux6.5				

別表5 「個別システム等の重要情報の保管及びバックアップの状況」

NO.	部名	課等名	総合行政システム	個別システム	重要な行政データ・業務システム名	現状	
1	議会事務局	議事調査課		●	議会トータルシステム(議員経歴管理)	ソフトは専用のパソコンにシステムが格納されている。	
					会議録	事務室、図書室で保管している。	
					議決原本	図書室で保管している。	
			●		議員報酬システム	市のネットワークシステムの中で管理している。	
2	市長公室	広報課		●	広報広聴業務(市広報紙)に関わる各データ	NASシステム(ネットワーク対応ストレージ)で自動バックアップ。	
3	企画部	財政課		●	公会計システム(PPP)	H29年度からスタンドアロンで運用年1回CD-Rにバックアップし、事務室に保管している。	
4		企画経営課	●		総合行政システム	本庁舎サーバー室、紀陽情報システム(株)、富士通データセンターの3か所で業後時点のデータを毎日バックアップしている。	
5		地域創生課			該当なし		
6		交通政策課		●	デマンド乗合交通管理者WEBシステム	クラウド管理のためバックアップは必要なし。	
7		人権施策推進課			該当なし		
8		公共施設マネジメント課		●	固定資産台帳管理システム	サーバー室に専用サーバーを設置。保守契約業者が年2回データ更新を行い、データを管理している。	
9		総務部	総務課		●	文書管理システム	サーバー室のバックアップ用HDにバックアップしている。(日曜日:フルバックアップ、月から土曜日:差分バックアップ)
10			粉河支所			該当なし	
11	鞆淵出張所				財産区の会議録・議員録	事務室で保管している。	
12	那賀支所				該当なし		
13	桃山支所				該当なし		
14	貴志川支所				該当なし		
15	人材マネジメント課				●	就業管理システム	サーバー室のバックアップ用HDに1日1回(夜間)自動バックアップしている。
						職員住所録(Access)	情報系人材マネジメント課フォルダに保存(アクセスファイル)
16	契約管財課			●	契約管理・工事成績評定システム(CYDEEN)	クラウド	
				●	物品購入伺システム(Access)	情報系	
					公用車管理システム(Access)	情報系	
					備品台帳入力システム(Access)	情報系	
17	税務課			●	土地家屋台帳システム	サーバー室で外付けHDに1日1回(夜間)自動バックアップしている。紙ベースはなし。	
					エルタックスシステム(地方税電子申告支援システム)(国税連携システム)	通信のみ。	
					軽自動車税納付情報提供システム(地方税公共団体情報システムJ-LIS)	軽自動車検査情報(異動情報等)の取得。紙ベースも保管あり。	
18		収納対策課	●		総合行政システム	紀の川市ICT部門業務継続計画による。	

NO.	部名	課等名	総合行政システム	個別システム	重要な行政データ・業務システム名	現状	
19	危機管理部	危機管理消防課			紀の川市総合防災支援システム	RDX によるバックアップ	
				●	和歌山県総合防災情報システム	バックアップは必要なし。	
					新総合防災情報システム (SOBO-WEB)	バックアップは必要なし。	
				●	全国瞬時警報システム (J-ALERT)及び自動起動機	バックアップは必要なし。	
				●	緊急情報ネットワークシステム (Em-net)	バックアップは必要なし。	
				●	災害情報共有システム (L-ALERT)	バックアップは必要なし。	
				●	被災者支援システム (J-LIS)	ノートパソコンにシステムをインストールして保管している。	
				●	消防団員退職報償金・公務災害補償・福祉共済システム	オフラインでノートパソコンにシステムをインストールして保管している。	
	●	新物資システム(B-PLo)	バックアップは必要なし。				
20	市民部	市民課		●	戸籍総合システム	日時処理でデータバックアップ	
				●	住民基本台帳ネットワークシステム	日時処理、年次処理でデータバックアップ	
21		国保年金課		●	後期高齢者医療システム	通信のみ、データバックアップなし	
22		健康推進課		●	健康管理システム	サーバー室内にシステムがあり、2ヶ月に1回、バックアップデータを作成している。定期的に県庁サーバー室へ保管移設を実施している。令和8年6月よりガバメント(政府系)クラウドに変更予定。	
23		環境衛生課	●		畜犬管理システム	基幹系	
24	農林商工部	農業振興課		●	農業振興地域農用地管理システム	バックアップはしていないが、最新の農用地については年3回更新したものを紙ベースで管理している。	
25		農地整備課		●	水土里情報システム	紙ベースによる管理	
					ため池台帳(Excel)	紙ベースの台帳で、エクセルデータあり。	
26		林務課		●	財産区物件及び収納管理システム	保守契約業者が来庁時にバックアップし自社でデータ管理している。	
					林道台帳	紙ベースの台帳で、エクセルデータあり。	
27			観光振興課			該当なし	
28		商工労働課				市企業立地促進条例に係る各助成金情報	情報系
					工場立地法に伴う各申請及び認可情報	情報系 紙ベース	
					産業振興機械等の取得等に係る確認申請情報	情報系 紙ベース	
					消費生活相談情報	個別ノートパソコン 1 台にデータを保存。年 1 回(独)国民生活センターへバックアップを実施。	
29	農業委員会事務局		●		農家台帳	基幹系	
					農地情報公開システム	新しい農家台帳的なシステムでグーグルクロームでアクセスする。Net 環境必須	
					農業者年金台帳(Excel)	情報系 エクセル管理している。	

NO.	部名	課等名	総合行政システム	個別システム	重要な行政データ・業務システム名	現状
30	福祉部	社会福祉課		●	生活保護システム (生活保護電算処理システム)	課内にある外付 HD へ1日1回バックアップしている。
				●	生活保護レセプトシステム (生活保護電算処理システム)	課内にある外付 HD へ1日1回バックアップしている。
31		高齢介護課		●	災害時要援護者支援システム	サーバー室内にシステムがあり、外付け HD にバックアップが保存されている。
				●	介護保険システム	サーバー室内にシステムがあり、保守委託業者が来庁時にバックアップしている。
32		高齢介護課(地域包括支援センター)		●	地域包括ケア支援システム	サーバー室内にシステムがあり、外付け HD へ1日1回バックアップしている。
33		障害福祉課			障害支援区分判定ソフト 2014	情報系にインストールされているソフトで、厚生労働省へ報告等に利用 紙ベースの保存あり。
34		子ども課		●	児童家庭相談システム	システムは、サーバー室内にあり、専用のパソコンを使用している。専用 HD へバックアップしている。
				●	健康管理システム	健康推進課でサーバー、バックアップデータ等を一括管理している。
35	建設部	建設総務課		●	道路台帳システム	システムは、サーバー室内にあり、紙ベースの台帳もあり。 ディスクのデータバックアップもあり。
				●	地籍システム	サーバー室内で週1回データバックアップを行っている。 県と協定により、県庁内施設に分散保管している。
36		道路河川課			工事事務支援システム (契約管財課)	情報系(アクセス)
37		住宅政策課	●		公営住宅システム	書類の紙ベースを事務室内に保管している。
			●		住宅新築資金システム	契約書の原本の保管場所は事務室で保管している。
38		会計課			該当なし	
39	上下水道部	上下水道経営課		●	水道検針システム	水道検針データを作成するためのシステム。 バックアップなし。
40		水道工務課		●	水道送配水管路図システム	個別ノートパソコン1台にデータを保存している。 ネットワークなし。
41		下水道課		●	工事積算システム	建設部で使用しているシステム。データのバックアップ等は行っていない。
			●	下水道台帳システム 受益者負担金システム	2つのシステムがインストールされた個別パソコン。 データのバックアップ等は行っていない。	
42	教育部	教育総務課		●	公立学校施設台帳	個別パソコンを使用、紙ベースの台帳保管あり。 毎年、県にデータ提出あり。
			●		学齢簿	基幹系 各学校に紙ベースの指導要録があり、バックアップとして機能している。
43		生涯学習課			各施設の図面等	各施設の事務室等で紙ベースを保管している。
				●	図書館システム	河北図書館にメインサーバーがあり、データ管理を行っている。 サーバー内にデータ保存有り。 1週間1回データ保存し、4本のテープを使用し1か月分のデータを保管している。
44		生涯スポーツ課			各スポーツ施設の図面	課内でほとんどの施設の図面を保管している。

参考資料

(様式1)

紀の川市 ○○部 ○○○○課業務継続計画

1 所掌する災害応急対策業務

(1) 各班共通業務

区分	災害応急対策業務(災害対策本部各班事務)
組織運営に係る事務	① 所管業務に係る情報伝達及び発信 ② 所属職員の所在及び安否の確認 ③ 所属職員の動員 ④ 関係機関等との連絡 ⑤ 班の設置及び運営
事務執行に係る事務	① 所管市有施設等の被害状況の把握 ② 所管業務の災害応急対策の推進 ③ 災害復旧事業に係る被害調査 ④ 災害復旧事業計画の策定 ⑤ 災害復旧事業計画の実施 ⑥ 所管災害応急対策業務に係る記録の作成及び整理 ⑦ 所管災害応急対策業務に係る他県等応援職員の受入れ ⑧ その他特命事項

(2) 班別事務分掌

区分	災害応急対策業務(災害対策本部各班事務)
○○○○班	① ② ③ ④ ⑤

2 非常時優先業務の開始目標時期及び必要人員数と参集予測人員数 (要員数 人)

区分	災害応急対策業務	必要人員数	通常業務のうち非常時優先業務	必要人員数	参集想定人員
1日以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
3日以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
1週間以内	・ ・ ・		・ ・ ・		
1か月以内	・ ・ ・		・ ・ ・		

(様式2)

職員の参集状況の想定

NO.	氏名	居住地	所管係	発災後からの時間				参集地	備考
				3時間まで	3時間～12時間	12時間～24時間	1日以上		
1	〇〇〇〇	紀の川市	課長	●				本庁舎	那賀
2	〇〇〇〇	岩出市	〇〇係		●			本庁舎	
3	〇〇〇〇	紀の川市	〇〇係		●			本庁舎	貴志川
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

※ 被災状況及び交通状況により、参集地が最寄の支部(支所)となると想定される場合は、備考欄に支部(支所)を記入する。

(様式3)

職員の参集状況の想定(所属別集計表)

所属: 〇〇〇〇課

区分	発災後からの時間					
	3時間まで	3時間～12時間		12時間～24時間		1日以上
		累計	累計	累計	累計	
所属職員の参集人数						
他所属からの参集人数						
合計						
参集想定人数						


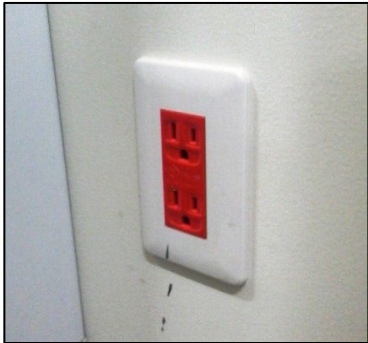
※ 参集想定人数: 本人死傷で1割が参集不可能、3割が救出・救護活動に従事すると想定し6割の職員が参集可能と考える。(発災～3日まで)

※ 参集想定人数: 発災から3日以上は本人死傷の1割以外の9割の職員が参集可能と考える。

(様式4)

3 業務継続のための執務環境等の確保

(本庁舎 ○階 ○○○課)

	対 応 状 況
<p>1 執務室の整理(共通)</p>	<p>(1) 書棚等 執務室等にある書棚等が、地震により転倒し死傷者がでないようにする対策が必要。</p> <p>(2) 書類等の飛散防止 書棚等から飛散した書類の片付けや整理によって、速やかに災害対応するための貴重な時間を浪費する恐れがあるため、飛散防止対策を進める。</p> <p>(3) その他 大地震に備えて、日常的に執務室の整理や対策をしておく必要がある。</p>
<p>2 電源の確保(共通)</p>	<p>(1) 非常用電源 非常用発電機1台、起動時間 40 秒以内。 燃料備蓄 96 時間分、A 重油〔地下タンク 10,000ℓ〕 〔小出槽 1,950 ℓ〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(2) 非常用照明 ・一般事務室 ・廊下、エントランスの照明 ・特別職室 ・災害対策本部室（3階庁議室）</p> <p>(3) その他非常用発電機の電源供給先 ・3階アマチュア無線アンテナ接続位置コンセント ・電話交換機等の通信機器 ・給排水ポンプ ・エレベーター1台 ・消火栓ポンプ、非常照明 ・空調は、3階庁議室とサーバー室と特別職室のみ</p>

<p>3 通信手段の確保</p>	<p>(1) 業務用スマートフォン (2) 災害対策本部及び各支部(災害時優先) (3) 衛星通信トランシーバー (4) 防災電話 (5) 車載型デジタル簡易無線 (6) 携帯型デジタル簡易無線</p>
<p>4 食料及び水等の確保 (共通)</p>	<p>(1) 飲料水 4日分 ※庁舎給水系統による (2) 雑用水 4日分 ※庁舎給水系統による (3) 食料 ※現状は、市民用と職員用を区別して備蓄していない (4) 仮設トイレ ※庁舎に汚水排水タンクを備え、トイレ使用可能7日 (5) 消耗品等</p>
<p>5 宿泊対応</p>	<p>(1) 宿泊スペース (2) 宿泊用資機材の備蓄</p>
<p>6 その他</p>	

(様式5)

4 緊急連絡先リスト

(1) 主要関係者の緊急連絡先

NO.	組織名	担当者(役職)	連絡先	備考
1	(株)〇〇〇〇システム	〇〇〇〇(〇〇)	[会社] [携帯] [Mail]	〇〇〇〇システムの復旧
2	〇〇〇〇〇(株)	〇〇〇〇(〇〇)	[会社] [携帯] [Mail]	〇〇〇〇の修繕
3	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(〇〇)	[会社] [携帯] [Mail]	災害時〇〇〇〇に関する協定書の協定先
4				
5				

(2) その他緊急連絡先

NO.	組織名	担当者(役職)	連絡先	備考
1				
2				
3				
4				
5				

第3章 受援計画

第1節 総則

第1 計画の目的

大規模災害時、被災市町村においては職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で膨大な災害対応業務を行う必要があり、国や他の自治体、民間団体等からの人的応援を円滑に受け入れ、最大限活用することが求められる。

一方、避難所等においては、避難者が必要とする食糧や生活必需品等の救援物資の膨大なニーズが発生することが予測され、被災自治体が主体となって避難者の元へ救援物資の供給を行わなければならない。

大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、職員と応援人員が連携し、効果的な災害応急対策や迅速な避難者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことを可能とするため、「紀の川市受援計画」を定める。

第2 計画の構成・位置づけ

本計画は、「人的応援の受入れ」及び「物的応援の受入れ」の2つの柱で構成する。

「人的応援の受入れ」については、地域防災計画や業務継続計画に定める業務を災害発生時に円滑に実施するため、外部からの応援を最大限活用できるよう事前に作成し、地域防災計画と業務継続計画を下支えするものである。

また、「物的応援の受入れ」については、国や他の自治体、物資供給に関する協定を締結している民間事業者等から提供される救援物資を円滑に住民へ届けるため、物資の調達から受入れ、住民への提供に至るまでの業務内容等を整理するものである。

第2節 人的応援の受入計画

第1 人的受援のための組織形態

災害対策本部事務局に、受援に関する庁内外の調整や調整会議の開催等を行う「人的受援調整班」を設置する。

また、災害対策本部の各部に、部内の人的受援を調整する「各課受援窓口担当」を配置する。

第2 人的受援調整班・各課受援窓口担当の役割

人的受援調整班と各課受援窓口担当の役割は次のとおりとする。

人的受援調整班と各課受援窓口担当の役割

班名	役割	主となる担当課
人的受援調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 全体の状況把握・取りまとめ 2 庁外機関との調整・応援要請（県、協定締結団体等） 3 庁内調整（ニーズ把握等） 4 人的受援に係る調整会議 	危機管理消防課 人材マネジメント課 企画経営課
受援窓口担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課の人的受援に関する状況把握・取りまとめ 2 各課の人的受援に関する管理 3 課内調整 4 受援班との調整 5 応援人員のアテンド 6 受援に係る調整会議への参加 	各課

第3 関係機関の災害発生時の連絡先

大規模災害発生時に、人的応援（物的応援を含む。）の調整や要請等で他の自治体や防災関係機関、協定企業等と円滑に連絡が行うための関係機関の連絡先は、資料11-1のとおりである。

第4 災害発生時における協定の運用担当

大規模災害発生時に、人的応援（物的応援を含む。）の調整や要請等で協定締結団体又は協定企業等と円滑に連絡が行えるよう、「和歌山県市町村受援計画作成モデル」様式2を用いた「災害発生時応援協定の運用担当窓口一覧」を作成し、随時更新する。

第3節 人的応援の受入手順

第1 優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務

大規模災害発生時に人的応援を受け入れながら行う業務の中から、業務の優先度や過去に被災経験のある自治体の経験等を踏まえて、「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」を次のとおり整理する。

優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務一覧

区分	業務名	主な担当課	主な業務内容
最優先で受援計画へ定めるべき業務	避難所運営	危機管理消防課等	避難所運営マニュアルに基づく避難所運営全般
	物資輸送拠点運営	地域創生課 交通政策課	救援物資の輸送拠点等で救援物資の受入れ・保管・仕分け・払出し
	救援物資の輸送	国保年金課	救援物資の輸送拠点等から各避難所までの輸送
	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	都市計画課	二次災害防止のため、被災した建築物や宅地の危険度を判定
	住家被害認定調査	税務課、社会福祉課、 国保年金課、環境衛生課、 廃棄物対策課、高齢介護課、 上下水道経営課、下水道課、 応援職員	被災した住家を巡回し、被害の程度を判定
	罹災証明交付	総務課等	罹災証明書の交付
	道路の不通区間の解消	道路河川課	市道の不通区間の解消作業
優先的に受援計画へ定めるべき業務	災害廃棄物処理	廃棄物対策課	災害廃棄物仮置き場の設置事務や運営及び収集運搬や処分
	給水支援	上下水道経営課・ 水道工務課	水道復旧作業
	上水道復旧	水道工務課	水道復旧作業
	下水道復旧	下水道課	下水道復旧作業
	健康・保健活動	健康推進課	避難所等での医療救護活動、保健予防活動、生活環境衛生対策の実施（要配慮者への支援を含む。）
	要配慮者への支援	高齢介護課等	在宅の要配慮者に対し、個別訪問などにより支援要否等の状況確認や必要な措置の実施
	し尿処理	環境衛生課	し尿等の収集運搬及び処分
	ため池緊急点検	農地整備課	国要領に基づく緊急点検作業
	支援窓口	市民課等	義援金、被災者生活再建支援金、見舞金、弔慰金、災害援護資金等の窓口対応や関連事務
	ボランティアの受入れ及び災害ボランティアセンター応援	社会福祉課	専門ボランティアの受入体制整備、直接の問い合わせや活動申し出等の調整及び一般ボランティアに係る市町村社会福祉協議会との連絡調整や災害ボランティアセンター運営業務
	遺体安置所運営及び広域火葬	環境衛生課	遺体安置所の設置及び運営並びに広域火葬に係る調整及び作業
	ライフライン情報収集	企画経営課	電気やガスなどライフラインに係る被害や復旧情報の収集
応急仮設住宅建設	住宅政策課 危機管理消防課	対象者、設置箇所の選定	

第2 人的受援調整班の業務

1 受援ニーズの把握、取りまとめ

人的受援調整班は、各課受援窓口担当からの庁内における人的受援ニーズを把握し、取りまとめる。

なお、災害発生当初の受援ニーズの把握は、まずは「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」に対して行うが、災害発生後の時間経過や状況に応じて「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」以外についてもニーズ把握を実施する。

2 要請先との調整

人的受援調整班は、取りまとめた受援ニーズについて、要請先毎に派遣の可否や派遣可能な時期などの必要な事項を調整する。

3 調整結果の伝達

人的受援調整班は、要請先との調整結果を取りまとめ、各課受援窓口担当へ伝達する。

4 正式要請

人的受援調整班は、応援要請書を作成し、要請先へ応援を正式要請する。

なお、応援要請書を送付する暇がない場合は、取り急ぎ口頭、メール等にて要請（県への要請は、原則として防災情報システムにて行う。）し、事後、公文書を発出する。

5 受援状況の管理

人的受援調整班は、各課受援窓口担当から応援受入の報告を受け、庁内全体の受入れ状況を把握する。

6 追加ニーズの把握及び事前調整

人的受援調整班は、各課受援窓口担当と協議し、今後必要となる受援業務についてニーズを把握するとともに、要請先と必要人数や応援可能人数などの事前調整を行う。

7 調整会議の開催

人的受援調整班は、ニーズの需給に対して全庁的な調整が必要となる場合や、受援に関する全庁的な方向性の意志決定が必要な場合などに際し、必要に応じて、各課受援窓口担当を招集し、調整会議を企画、運営する。

8 各課から外部への直接の応援要請・受入状況の集約

各課受援窓口担当から協定締結団体等へ直接、応援要請を行う場合は、要請から受入れまでの一連の調整等を各課受援窓口担当が行う。

第3 各課受援窓口担当の業務

1 受援管理シートの作成依頼及び報告

各課受援窓口担当は、人的受援調整班からの指示に基づき、課内の受援業務に必要な応援数などの情報を受援管理シート（様式13-1）で人的受援調整班に伝達する。

なお、災害発生当初の受援ニーズの把握は、まず「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」に対して行うが、災害発生後の時間経過や状況に応じて「優先的に人的応援を受け入れて実施すべき業務」以外についてもニーズ把握を行う。

2 調整結果の伝達

各課受援窓口担当は、人的受援調整班が要請先と調整した結果を課内へ報告し、内容の修正等があれば、取りまとめ、人的受援調整班と最終調整する。

3 応援人員の受入れ・振分け

各課受援窓口担当は、応援人員の到着時にそれを待ち受ける。

なお、人員余剰が出た場合など、受援に関する内容については、各課受援窓口担当が人的受援調整班と調整を行う。

4 受入れ完了報告

各課受援窓口担当は、応援人員が到着した段階で、人的受援調整班に応援受入報告を行う。

なお、応援予定と実際の応援内容に相違がある場合、人的受援調整班と適宜調整する。

5 追加ニーズの把握及び情報共有

人的受援調整班により今後必要となる受援業務のニーズ把握が行われるため、各課受援窓口担当は課内の受援ニーズを把握し、人的受援調整班と情報共有する。

6 調整会議への参加

各課受援窓口担当は、人的受援調整班が必要に応じて開催する調整会議に参加する。

7 直接の応援要請・受入状況の報告

各課受援窓口担当から協定締結団体等へ直接要請を行う場合は、要請から受入れまでの一連の調整等を各課受援窓口担当が行い、応援要請・受入状況を人的応援要請・受入報告書（様式13-2）で人的受援調整班へ報告する。

第4節 物的応援の受入計画

第1 物的応援の基本的な考え方

1 物的応援の考え方及び枠組み

災害発生後3日目までは、1日分を住民自身が、1日分を市町村が、1日分を県が備蓄するという和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、それぞれが備蓄している物資を被災者へ供給することで対応する。

一方、それぞれが保有している備蓄物資が枯渇した後においては、必要な物資を調達し、被災者へ供給する。

主な供給の枠組みは、

- (1) 協定企業等からの提供による供給
- (2) 相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給
- (3) 県への要請による供給

のとおり分類する。

なお、原則として市が(1)、(2)の枠組みで供給を試み、それでは対応できない場合は(3)の枠組みで県へ要請するものとする。

また、政府の緊急災害対策本部により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

2 物資供給の流れ

物資供給の流れは、

- (1) 市が所有する備蓄物資の供給
- (2) 市から他機関への要請に基づく供給

に区分される。

本計画では、「(2) 市から他機関への要請に基づく供給」について主に整理する。

第2 物的応援受入れに関する組織体制

災害対策本部市民部国保年金課を中心に、他課応援職員を含め「救援物資班」、「備蓄管理班」、「拠点管理班」、「輸送班」を編成する。

物的応援受入れ担当の役割

班名	役割	主となる担当課
救援物資班	1 避難所ニーズの調査、取りまとめ 2 備蓄管理班への備蓄物資払出し指示 3 物資の調達、需給調整 4 拠点管理班との連絡調整 5 その他物的応援受入れに関する総合調整	国保年金課
備蓄管理班	1 備蓄物資の払出し（仕分け、輸送車両への積み込み等） 2 救援物資班との連絡調整	危機管理消防課
拠点管理班	1 二次物資集積拠点での救援物資の受入れ、保管、仕分け、払出しなどの一連作業 2 救援物資班との連絡調整	地域創生課 交通政策課
輸送班	1 輸送車両としての公用車の調整・手配 2 公益社団法人和歌山県トラック協会との連絡・調整 3 備蓄物資保管場所から避難所までの備蓄物資輸送 4 二次物資拠点から避難所までの救援物資輸送 5 救援物資班との連絡調整	公共施設マネジメント課 契約管財課 国保年金課

第3 物的応援受入れに関する施設や資機材等

1 備蓄物資の数量と保管場所

本市における備蓄物資の数量と保管場所は、資料12-3のとおりである。

2 二次物資集積拠点の場所

本市における二次物資集積拠点は、紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センターとする。

3 輸送車両

契約管財課があらかじめ、救援物資輸送に使用可能な車両一覧を作成し、随時更新する。

第5節 物的応援の受入手順

第1 物資供給の手順

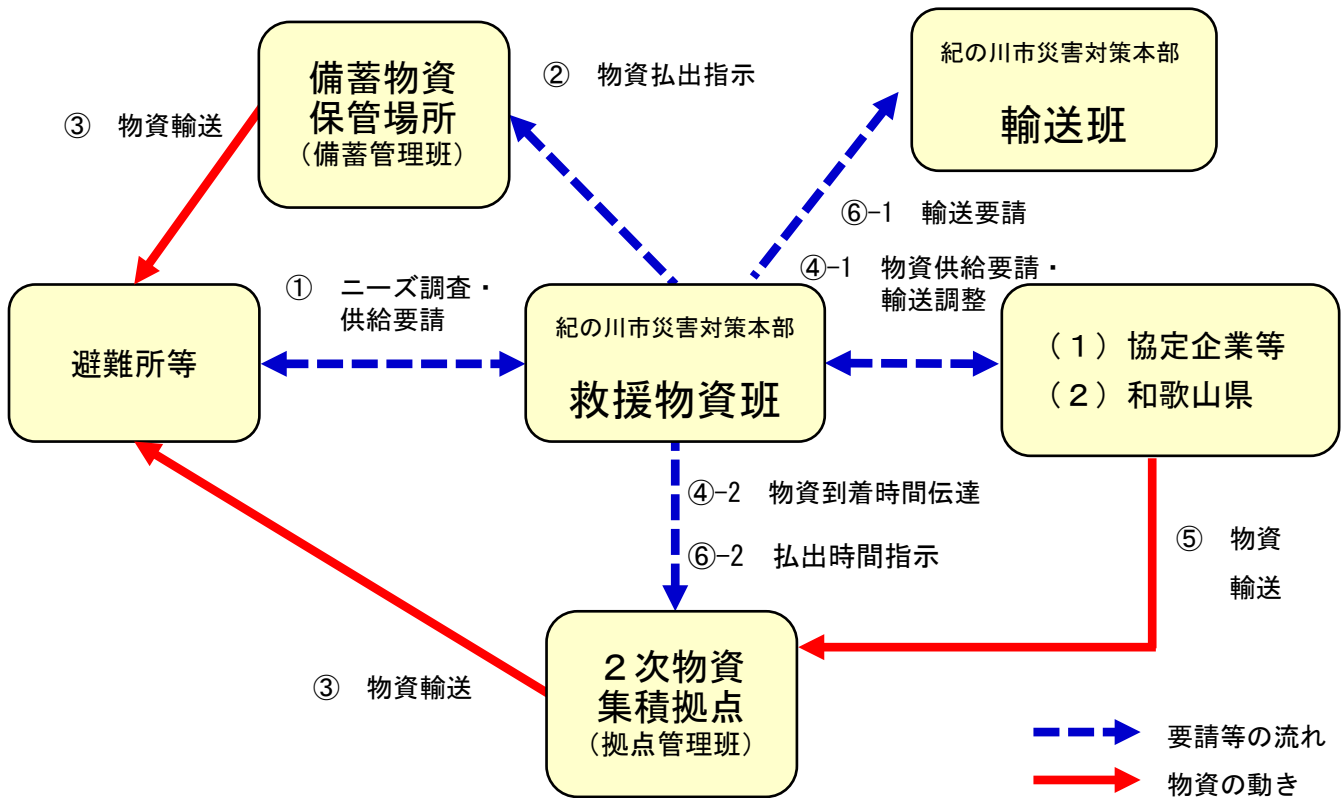
救援物資班は、避難所等からニーズを収集・整理し、それぞれの備蓄倉庫の在庫量を把握し、備蓄管理班に払出しを依頼する。

輸送班は、備蓄管理班が払出し用に仕分けた備蓄物資を避難所等に輸送する。

次に、救援物資班が協定企業等へ物資供給を要請し、協定企業等が救援物資を二次物資集積拠点に輸送する。

拠点管理班は、二次物資集積拠点に集積された救援物資の仕分けを行ったのち、救援物資班が輸送班等に輸送を要請し、輸送班等が避難所等に応援物資を輸送する。

物資供給の手順



③：輸送班・トラック協会等送

第2 物資の取扱い

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報する。

一方、民間事業者や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れる。

2 二次物資集積拠点での救援物資の取扱い

二次物資集積拠点において円滑に物資を仕分けし、払出しを行うためには適切な物資の保管が重要であるため、拠点管理班は受け入れた救援物資を種類、品目毎に固めて保管し、拠点内は常に整理された状態に保つことに留意する。

また、物資の配置図を作成し、拠点内に貼り出し、拠点内で作業する者全員が必要な物資の保管場所を常に把握できる体制を整える。

第3 県への物資供給要請

備蓄物資が枯渇し、協定企業等においても供給が不可能となった場合、県災害対策本部へ物資供給を要請する。

1 要請先

県災害対策本部総合統制室救援物資班 防災電話番号 7-030-300-473

2 要請方法

新物資システム（B-PLo）により要請する。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的

本計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である本市において、「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項」等を定め、本市の地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章では、発災前の予防計画を定めるものとし、南海トラフ地震発生後の災害応急対策は、第3編による。

第2節 重点施策に関する事項

南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に約60～90%程度と推定されており、事前の対策に費やせる時間と内容に限りがある。

このため、全ての施策を一律に講ずることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策の中から、おおむね10年間で完遂すべき重点施策を具体的に定め推進する。

なお、重点施策については、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

南海トラフ地震において、本市で最も大きな被害が生じると考えられるものは、建築物、構造物等の倒壊と火災である。

市が保有する公共施設の耐震化率100%を目指すとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目指す。

また、河川堤防、水門・樋門、ため池等の耐震化を促進する。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備

南海トラフ地震の際、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備を進める。

第3 土砂災害防止対策の推進

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を中心に、国・県等と連携しながら、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁など、土砂災害防止施設の整備に努める。

第4 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防用施設、資機材の整備を進める。

第5 交通・情報の拠点・ネットワークの整備

南海トラフ地震が発生した際、和歌山市と奈良、京都など諸都市を結ぶ動線上にある本市は、和歌山市の都市機能の回復を図るためのバックアップ機能を発揮することが期待されるため、緊急輸送を確保するための道路・鉄道施設の整備や、物資の中継のための保管施設、ヘリコプター臨時離着陸場等の整備、防災行政無線をはじめとする情報通信ネットワークの整備を進める。

第4節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 避難対策等の推進

南海トラフ地震発生時における本市の「警戒レベルによる避難情報の発令基準」の周知に努める。また、南海トラフ地震発生時に、避難所の開設・運営、避難行動要支援者の支援等を円滑に行われるよう、体制づくりに努める。

第2 消防機関等における救助・救急活動体制の充実の促進

南海トラフ地震発生時には、本市の市域において、家屋の倒壊、火災などが発生し、那賀消防組合、消防団による初期消火、救助・救急活動が不可欠である。

国・県等や沿岸部自治体からの要請に応じた応援などを含め、様々な事態に対応するための体制の充実に努める。

第3 交通対策の推進

南海トラフ地震発生時には、道路・橋梁、鉄道施設などの被害が想定されるほか、津波浸水想定区域からの広域避難による交通集中等も予想されるため、交通規制や誘導、警備、応急復旧等について、関係機関との協議・対策を進める。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 物資、資機材、人員等の配備手配

1 物資、資機材の調達手配

南海トラフ地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の計画的な調達手配、点検に努める。

2 人員の配置

南海トラフ地震に際しての職員の参集・配備の基準、災害対策本部の設置基準を定める。
災害時に、人員不足時に県等へ応援を要請する体制づくりに努める。

3 防災関係機関における物資、資機材、人員等の配備手配の促進

各防災関係機関に対し、災害応急対策に必要な物資、資機材の計画的な調達手配、点検を働きかける。

第2 他機関に対する応援要請の体制づくり

南海トラフ地震発生時の災害応急対策には、他機関による応援は不可欠なことから、応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

また、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応についても考慮する。

第3 帰宅困難者、広域避難者への対応の体制づくり

南海トラフ地震発生時には、一時滞在者や市外通勤通学者等の帰宅困難や、津波浸水想定区域からの広域避難が予想される。

これらを想定した情報伝達体制や、避難所での受入れ体制づくりに努める。

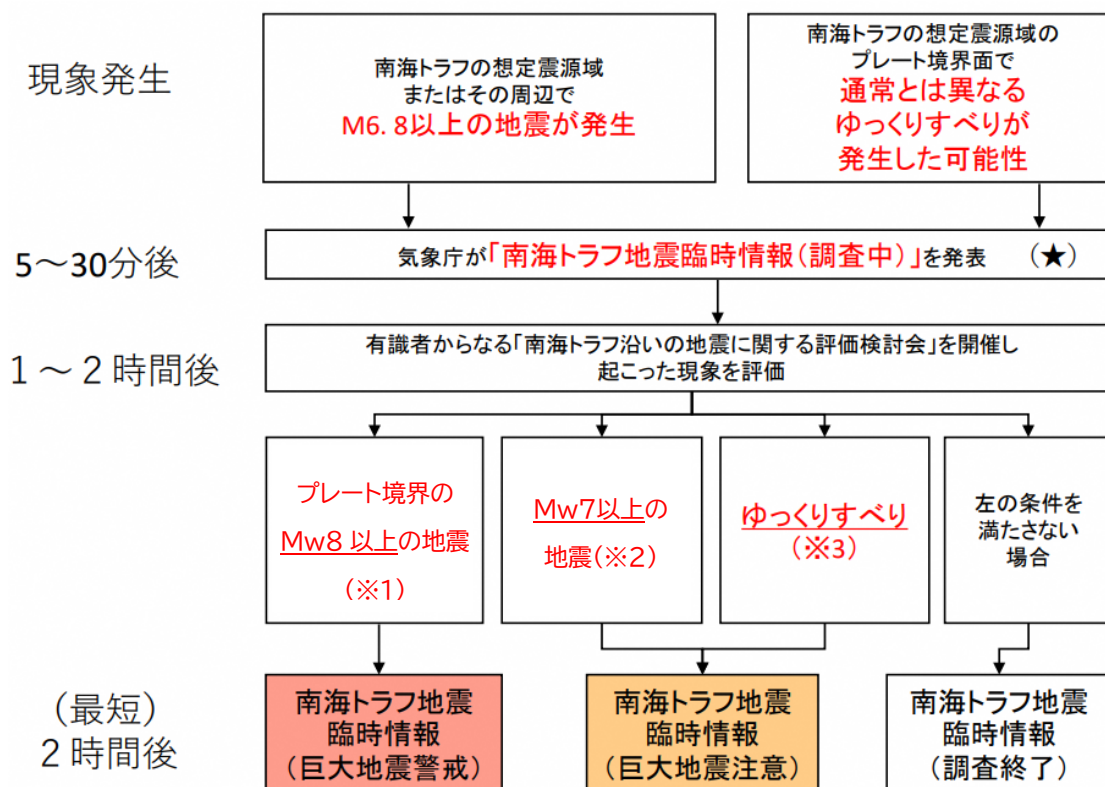
第6節 「南海トラフ地震臨時情報」発表への備え

第1 「南海トラフ地震臨時情報」の概要

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が気象庁から発表される。

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表される。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することができる

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 7.0 以上、モーメントマグニチュード 8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

資料：気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（令和元年5月31日）

第2 「南海トラフ地震臨時情報」発表への備え

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の参集・配備、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う体制及び方法の充実に努める。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の応急対策は第3編に定める。

第3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

市の防災体制として、警戒体制1号を配備し、迅速に情報の収集や伝達に努める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

市の防災体制として、災害対策本部（配備体制2号）を設置する。当該地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒するとともに、当該期間経過後の1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

市の防災体制として、災害対策本部（配備体制1号）を設置する。当該地震の発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 後発地震に対して警戒・注意する措置等

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 臨時情報の発表に伴う特別な備えの実施（すぐに逃げられる態勢の維持、非常持出品の常時携帯 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第7節 防災訓練に関する事項

第1 情報伝達訓練の実施

南海トラフ地震対策として、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を随時実施する。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 教育・広報の実施

市民・職員に対して、南海トラフ地震対策として、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」内容や、これに基づきとられる措置の内容、具体的にとるべき行動などについての教育・広報の実施に努める。

また、南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意する。

第9節 災害時の応急対策

災害時の応急対策は、「第3編 災害応急・復旧・復興計画」により実施する。

「第3編 災害応急・復旧・復興計画 第1部 風水害等・地震 第1章 発災直後 第1節 応急体制【震災時】」に定めるとおり、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時に警戒体制1号、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時に配備体制2号、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時に配備体制1号の配備につき、情報等の収集・伝達、避難支援など、応急対策を推進する。

第5章 地震防災対策アクションプログラム

第1節 はじめに

第1 計画の目的

本市では、中央防災会議「地域防災戦略」（平成17年3月30日）、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」に基づき、「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」（平成21～30年度）を策定・推進してきた。

その間、東日本大震災や熊本地震など、甚大な地震災害が起こり、多くの死傷者が発生するとともに、地震防災対策に対して、多くの教訓が得られ、法制度や施策に活かされている。

このため、令和2年度に地域防災計画を改訂するにあたり、「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」（平成21～30年度）の推進状況をふまえ、当面10年間を計画期間とする新たな「紀の川市地震防災対策アクションプログラム」を策定する。

第2 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、期間満了にあわせて必要な見直しを行う。

第3 被害の想定

被害の想定は、「紀の川市地域防災計画」第1編 総則 第2章 市の概況と災害の想定 第2節 被害想定」のとおりである。マグニチュード8クラスの地震により、震度7の揺れが予想され、地震動や火災、液状化、がけ崩れなどにより、600人以上の死者が出るものと想定されている。

第2節 アクションプログラムの基本理念と減災目標

第1 基本理念

南海トラフ地震などの大規模地震に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な紀の川市の実現を目指すことを基本理念とする。

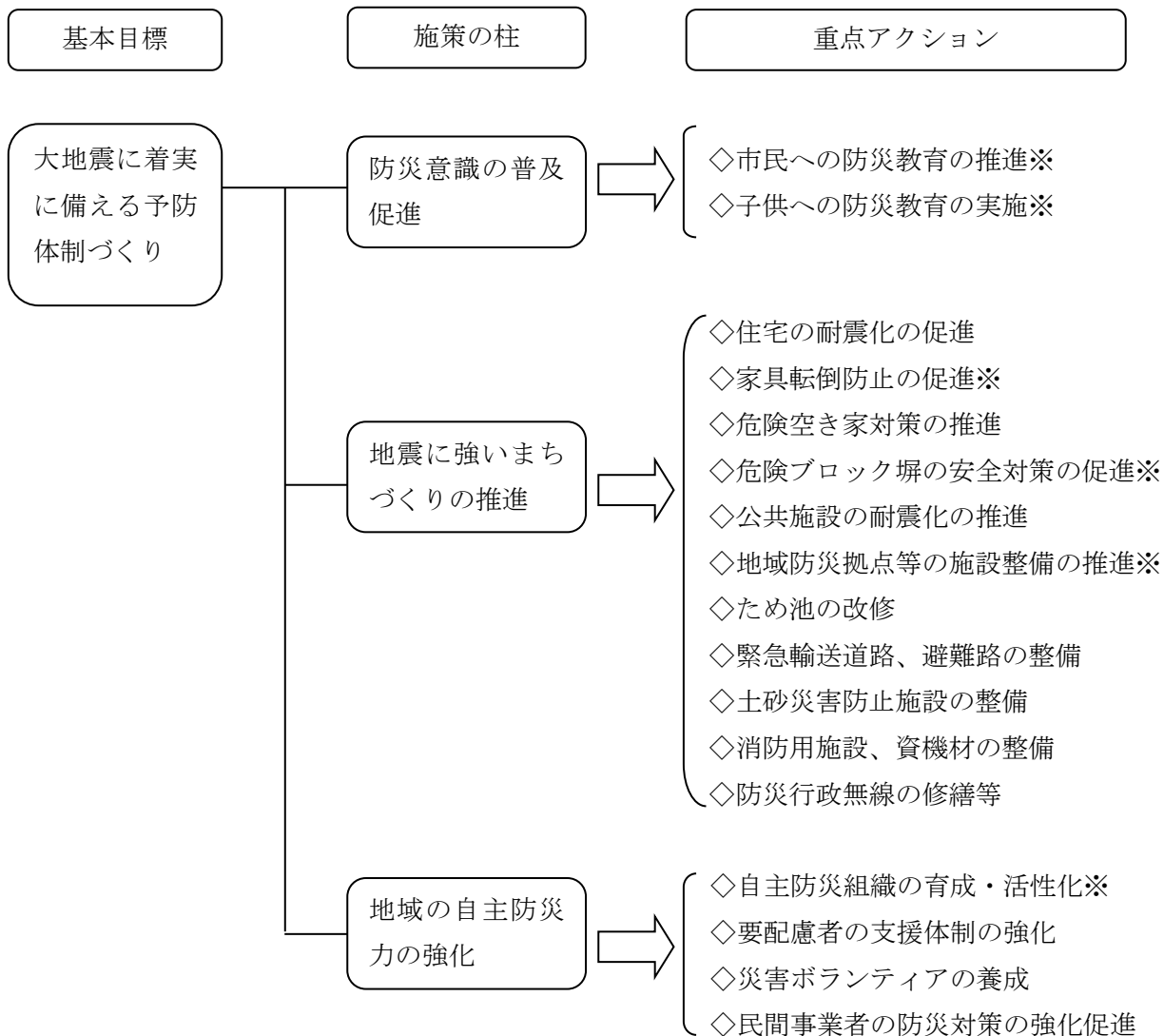
第2 減災目標

本プログラムに掲げる取り組みを推進することにより、大規模地震による想定死者数の半減を減災目標とする。

第3節 基本目標と施策体系

第1 大地震に着実に備える予防体制づくり

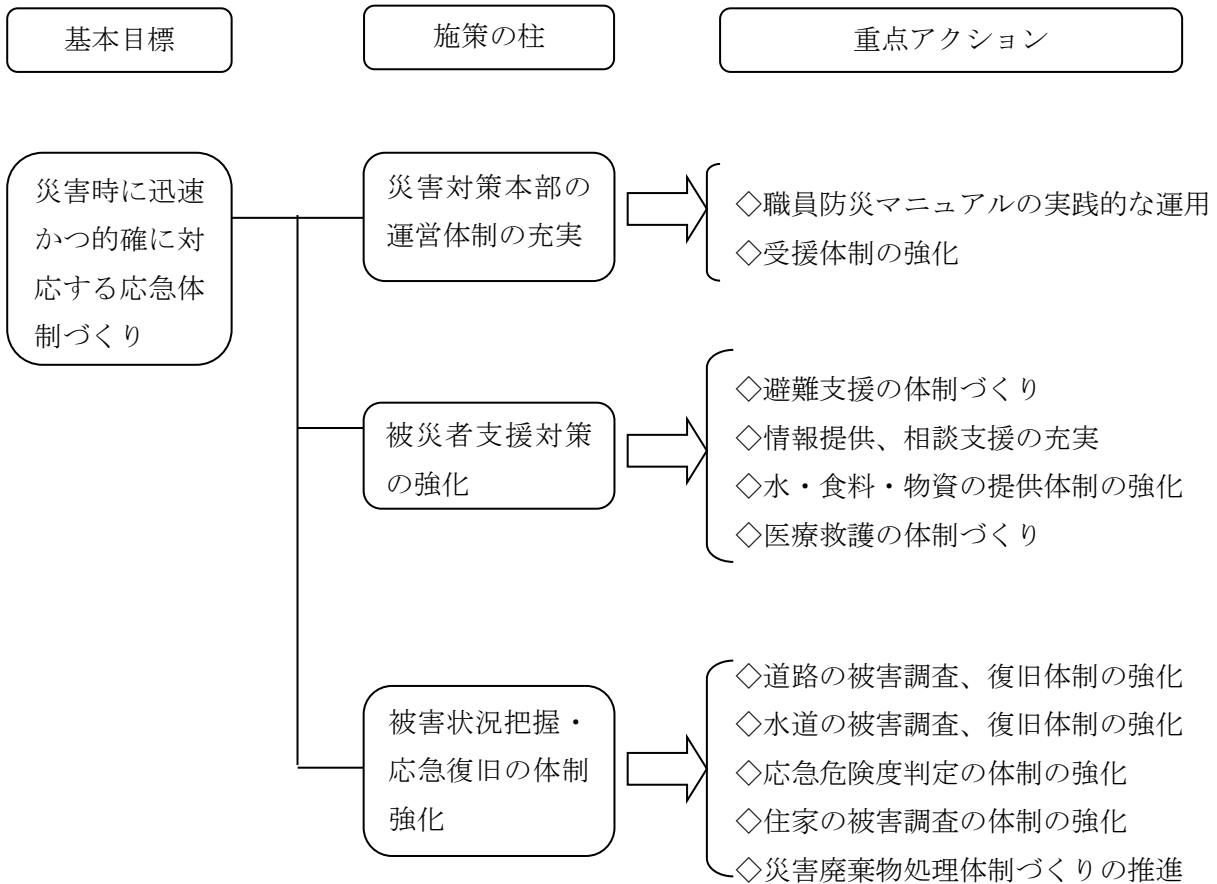
大地震に着実に備えるため、防災意識の普及促進を図るとともに、地震に強いまちづくりの推進、地域の自主防災力の強化に努める。



※は「わかやま防災力パワーアップ補助金」の対象事業

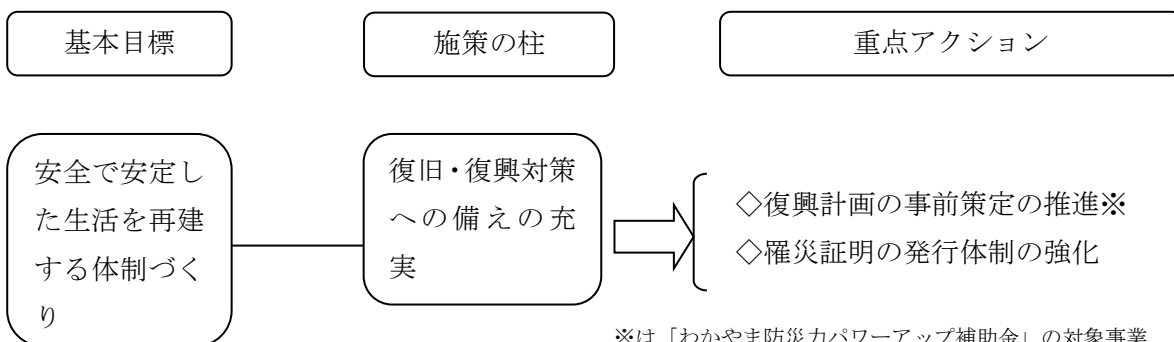
第2 災害時に迅速かつ的確に対応する応急体制づくり

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部の運営体制の充実、被災者支援対策の強化、被害状況把握・応急復旧の体制強化に努める。



第3 安全で安定した生活を再建する応急体制づくり

大規模地震に被災しても、安全で安定した生活を再建できるよう、復旧・復興対策への備えの充実に努める。



※は「わかやま防災力パワーアップ補助金」の対象事業

第4節 重点アクション

第1 大地震に着実に備える予防体制づくり

1 防災意識の普及促進

(1) 市民への防災教育の推進

大地震が起こっても、市民が自身や家族などの生命・身体・財産を守り、避難、自主防災活動などを的確に行えるよう、備蓄、避難方法の確認、家族との連絡手段の確保など、防災に関する啓発・教育に努める。備蓄については、最低3日分、できれば7日分の備蓄が望ましいことを啓発する。高齢者、障害者、外国人など、災害時要配慮者への防災課題に応じた啓発・教育に努める。

(2) 子供への防災教育の実施

和歌山県教育委員会「和歌山県防災教育指導の手引き」などを活用しながら、学校等において、災害が起こるしくみや被害の想定、安全確保に関する知識・技術を教え、防災の重要性についての啓発を図る。

2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 住宅の耐震化の促進

本市に影響がある大規模地震の被害想定では、市内の住宅の倒壊により、大きな被害が生じるとされていることから、国が目指す「令和7年までの耐震性が不十分な住宅の概ね解消」を目標に、耐震診断、耐震改修を促進していく。

(2) 家具転倒防止の促進

年2回の建築物防災週間などを中心に、各家庭での家具転倒防止金具の取り付けによる転倒防止対策の啓発を進める。

(3) 危険空き家対策の推進

平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを受けて策定した「紀の川市空家等対策計画」に基づき、地震により倒壊のおそれのある空き家に対して指導を行うほか、解体の支援策を検討する。

(4) 危険ブロック塀の安全対策の促進

建築基準に適合していないブロック塀の倒壊を防ぐため、危険ブロック塀の撤去・改修への補助等の検討を行うなど、危険ブロック塀の安全対策を進める。

(5) 公共施設の耐震化の推進

公共施設の大規模地震による倒壊・損壊は、多くの人の生命・身体に危険を及ぼすとともに、災害応急対策にも大きな支障が生じることから、市が保有する公共施設の耐震化率100%を目指し、改修等の事業を進める。

(6) 地域防災拠点等の施設整備の推進

避難所や物資集積拠点など、地域の防災拠点となる公共施設等が災害時にそうした機能を十分に果たせるようにするため、災害時要配慮者の利用や感染症発生時の対応など、様々な課題にも配慮しながら、計画的な施設整備を進める。

(7) ため池の改修

本市には、地震の揺れにより堤防等が決壊・破損し、下流域の浸水が想定されるため池が複数あるため、防災重点農業用ため池を中心に、県営ため池等整備事業など国庫補助事業制度を活用した整備を促進するとともに、ため池ハザードマップ等により、決壊時の警戒区域等の周知・啓発を進める。

(8) 緊急輸送道路、避難路の整備

災害時において、道路は、緊急輸送、避難、救護活動など、様々な活動の基礎となるため、輸送能力の増強、アクセスルートの複数化、狭あい区間の解消、孤立化の防止、法面や橋梁、トンネルの崩落等の危険回避の観点から、計画的な整備と点検、予防保全型の修繕に努める。

(9) 土砂災害防止施設の整備

大規模地震による土砂災害の発生の防止、軽減化を図るため、県などと連携し、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を順次進めるとともに、森林の保水力の維持・回復・向上に努める。

(10) 消防用施設、資機材の整備

大地震発生時の消火活動や救助活動、搬送などの中心的役割を担う那賀消防組合と紀の川市消防団の施設、資機材の計画的な整備を進めるとともに、適切な消火活動が行えるよう、防火水槽、耐震性貯水槽の充実や、河川水等を活用した自然水利の確保に努める。

(11) 消防用施設、資機材の整備

防災行政無線は、大地震により電話等の通信手段が利用できない際、市民や応急活動を担う職員等への情報伝達のかなめとなることから、適正な維持管理・点検を行うとともに、必要な修繕等に努める。

3 地域の自主防災力の強化

(1) 自主防災組織の育成・活性化

本市の自主防災組織の組織率は約9割弱であり、すべての地区で自主防災活動が行われるよう、組織の育成に努める。

「自主防災組織推進委員」を中心に、自治区・町内会単位で防災研修会等の開催を促進し、自主防災活動に取り組む人材の育成に努めるとともに、各自主防災組織が地域の特徴にあわせた活動が行えるよう、活動支援に努める。

(2) 要配慮者の支援体制の強化

大地震発生時に、災害時要配慮者、避難行動要支援者の的確な支援を行えるよう、名簿の登録と随時更新、関係機関による情報共有、個別避難計画による支援体制の強化に努める。

また、要配慮者利用施設での避難や救護活動が適切に行われるよう、関係機関による支援体制の充実を促進する。

(3) 災害ボランティアの養成

大地震発生時には、災害ボランティアの協力が不可欠であることから、市と市社会福祉協議会が連携し、養成講座、研修、在宅有資格者の掘り起こしなどにより、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・登録を進める。

(4) 民間事業者の防災対策の強化促進

地域の事業者が、大地震による生命・財産の被害を最小限に食い止め、事業の継続・早期再開が果たせるよう、従業員等の防災教育への協力や、市防災総合訓練等への参加促進、自主防災組織の活動支援、法令に基づく火災予防や危険物等の安全管理への助言・指導、施設の安全対策への協力、事業継続計画（BCP）の策定・運用への協力などを進める。

第2 災害時に迅速かつ的確に対応する応急体制づくり

1 災害対策本部の運営体制の充実

(1) 職員防災マニュアルの実践的な運用

大地震発生後、概ね1ヶ月間に、市の各部門が、災害応急活動を行いながら、迅速・的確に通常業務を再開する手順等を記した「紀の川市職員防災マニュアル」に基づき、災害対策本部設置訓練等を定期的に開催し、災害対策本部が機動的に運営できる体制づくりに努める。

(2) 受援体制の強化

大地震の際に、様々な機関からの人的受援、物的受援を最大限に活用できるよう、平常時から、応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

人的受援については、避難所運営、物資輸送拠点運営、救援物資の輸送、被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定、住家被害認定調査、罹災証明交付、道路の不通区間の解消、災害廃棄物処理など、様々な業務において、迅速に応急活動が行えるよう、各部の受援の受入れとその総合調整の体制づくりを進める。

物的受援については、受入れ、保管、仕分け、払出しなどの一連作業を円滑に実施できる体制づくりを進める。

2 被災者支援対策の強化

(1) 避難支援の体制づくり

大地震の際には、多くの被災者が複数の避難所に避難し避難生活を送ることから、初動期の避難誘導を的確に行えるよう、避難指示・勧告等を適切な時期に具体的に発出し、市民がその情報をもれなく入手できる体制づくりに努める。

また、各避難所における被災者のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、感染症予防対策、入浴及び洗濯の機会確保など、生活の質を保つために必要な設備や備品等の整備を進める。

(2) 情報提供、相談支援の充実

大地震の発災直後に、防災メールや、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、災害情報を市民に迅速・的確に災害情報を伝達できるよう、情報提供体制の充実に努める。

また、発災時に、要配慮者を含む被災者の相談支援を的確に行えるよう、相談支援を行うことが想定される職員等の防災の知識・技術の習得に努める。

(3) 水・食料・物資の提供体制の強化

本市では、大地震に備え、水・食料・物資等の備蓄を進めているが、引き続き、期限切れ物資の更新を含め、計画的な備蓄を進める。水道については、断水時の応急給水体制の

充実に努める。

また、物的受援の応援協定の締結や受援体制づくりに努める。

(4) 医療救護の体制づくり

大地震時に、災害拠点病院での災害時医療や、那賀医師会等の協力による医療救護所の設置・運営が円滑に行えるよう、災害時医療救護計画の策定と訓練等による運用の確認に努める。

また、災害時に、人工透析、在宅酸素、難病など、特別な配慮が必要な市民の安否、容態を迅速に把握し、適切な支援を行えるしくみづくりに努める。

さらに、県や消防本部と連携しながら、被災現場や医療救護所から高次医療機関、災害拠点病院までの重症患者等の搬送に関する車両やヘリコプター、その運転要員の確保に努める。

3 被害状況把握・応急復旧の体制強化

(1) 道路の被害調査、復旧体制の強化

本市では、災害時に、建設部を中心に、土木建設事業者の協力を得ながら、道路の被害状況を調査し、緊急工事等を実施する体制が整備されているが、大規模な地震の際には、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査・復旧が不可欠となる。

このため、災害対策本部事務局がこうした応援・受援の総合調整を行うしくみづくりを進める。

(2) 水道の被害調査、復旧体制の強化

本市では、災害時に、建設部を中心に、水道工事事業者の協力を得ながら、水道の被害状況を調査し、緊急工事等を実施する体制が整備されているが、大規模な地震の際には、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査・復旧が不可欠となる。

このため、災害対策本部事務局がこうした応援・受援の総合調整を行うしくみづくりを進める。

(3) 応急危険度判定の体制の強化

地震による被災時に二次災害を防止するため、建築物や宅地の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の判定士の養成・確保を図る。

また、関係機関からの受援体制の充実に努める。

(4) 住家の被害調査の体制の強化

住家の被害認定調査は、住家の被害状況を詳細に調査し、罹災証明書記載事項の根拠としても活用するものであり、大地震の際に、迅速・的確に調査業務が行えるよう、全庁的な応援体制や、関係機関からの人的受援による調査体制づくりに努める。

(5) 災害廃棄物処理体制づくりの推進

廃棄物処理は、平常時は廃棄物対策課が所管し、広域で協力しながら、紀の海クリーンセンター等での処理を行っているが、大地震の際には、大量の災害廃棄物が発生し、その除去や搬送、仮置き、処理の一連の作業に多くの人員を要すると考えられる。

このため、これらの作業の人的受援の体制づくりに努めるとともに、本市の施設で処理できない廃棄物の処理や、本市の施設が被災して使用できない場合の処理を想定し、協定締結などによる広域的な処理体制の充実に努める。

第3 安全で安定した生活を再建する体制づくり

1 復旧・復興対策への備えの充実

(1) 復興計画の事前策定の推進

大地震により、市内に大きな被害が生じた際には、多くの職務が災害応急活動や生活サービス関連の業務継続・再開活動に割かれ、市民生活や経済活動、まちづくりの復興にむけた計画の立案に遅れが生じるおそれがある。

このため、大地震を想定した復興計画を事前策定し、災害時に必要な修正を加えることで、円滑な業務の推進を図る。

(2) 罹災証明の発行体制の強化

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家の被害程度を証明するものである。

住家被害認定調査には依らず、保険金等の請求や税等の減免などのため、災害の事実を証明する「被災証明書」との区分の明確化を図り、被災した市民が必要な書類を円滑に受け取れる体制づくりに努める。